

第二編 本 論

統監府判事

統監府檢事

臺灣總督府醫院醫長

臺灣總督府醫學教授

臺灣總督府法院判官

臺灣總督府法院檢察官

臺灣總督府稅關長

關東都督府醫院醫長

關東都督府法院判官

關東都督府法院檢察官

樺太廳事務官

樺太廳醫院長

警視廳警視

警視廳警視部長、第二部長タル者、第一

警視廳警察醫長

北海道廳事務官

第十六條 別表第二表第二號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當スル諸官左ノ如シ

統計局審査官

恩給局審査官

鐵道院副參事

造神宮主事

稅關事務官

稅關監視官

稅務監督官

專賣局主事

釀造試驗所事務官

千住製絨所事務官

監獄事務官

視學官

統計事務官

林務官

鑛山監督署事務官

製鐵所事務官

農務局事務官

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

- 郵便貯金局事務官
  - 遞信管理局事務官
  - 通信事務官
  - 電氣事務官
  - 統監府司法廳監獄事務官
  - 統監府通信事務官
  - 統監府營林廠事務官
  - 臺灣總督府視學官
  - 臺灣總督府稅務官
  - 臺灣總督府稅關監視官
  - 臺灣總督府鐵道部事務官
  - 臺灣總督府通信事務官
  - 關東都督府通信事務官
- 第十七條 別表第二表第二號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當セサル諸官左ノ如シ
- 種馬牧場長
  - 種馬育生所長

- 種馬所長
  - 外務省翻譯官
  - 臨時檢疫事務官
  - 稅關鑑定官
  - 稅務官 横濱、神戸、長崎及國  
館ノ稅務署長タル者
  - 陸軍編修
  - 陸軍通譯官
  - 海軍編修
  - 海軍通譯官
  - 圖書審查官
  - 文部編修
  - 帝國大學事務官
  - 帝國大學學生監
  - 帝國大學司書官
  - 京都帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長
  - 保險事務官
  - 特許局審查官
- 第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

水産講習所教授

高等海員審判所審判官

高等海員審判所理事官

地方海員審判所審判官

地方海員審判所理事官

統監府通譯官

統監府特許局審査官

臺灣總督府海事官

臺灣總督府警察官及司獄官練習所教官

臺灣總督府防疫事務官

臺灣總督府防疫醫官

臺灣總督府稅關鑑定官

警視廳警視消防本部長及  
巡視官タル者

北海道廳支廳長函館支廳  
長タル者

第十八條 別表第二表第三號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當スル官左ノ如シ

理事廳副理事官

第十九條 別表第二表第三號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當セサル諸官左ノ如シ

陸軍監獄長

海軍監獄長

典 獄

副 檢 査 官

統監府典獄

統監府警視

臺灣總督府典獄

臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監

臺灣總督府醫學校助教

臺灣總督府醫學校舍監

臺灣總督府專賣局翻譯官

臺灣總督府廳事務官

臺灣總督府廳警視

臺灣總督府編修官

臺灣總督府翻譯官

臺灣總督府海港檢疫官

臺灣總督府海港檢疫醫官

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

臺灣總督府醫院醫員

臺灣總督府醫院藥局長

關東都督府警視

關東都督府翻譯官

關東都督府典獄

關東都督府醫院醫員

關東都督府醫院藥局長

樺太廳支廳長

樺太廳醫院醫員

警視廳警視 警察署長  
タル者

北海道廳支廳長

北海道廳警視 警察部所  
屬ノ者

府縣警視 警察部所屬ノ者但シ大阪  
府消防勤務ノ者ヲ除ク

第二十條 別表第二表第四號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當スル諸官左ノ如シ

鐵道院參事補

專賣局主事補

帝國圖書館司書官

林務官補

郵便貯金局事務官補

遞信管理局事務官補

通信事務官補

統監府通信事務官補

臺灣總督府通信事務官補

臺灣總督府醫院事務官

關東都督府通信事務官補

第二十一條 別表第二表第四號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當セサル諸官左ノ如シ

鐵道院通譯

稅務監督官補

稅務官

裁判所書記長

商船學校教諭

統監府裁判所書記長

統監府裁判所通譯官

臺灣總督府法院通譯

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

臺灣總督府法院書記長

關東都督府法院通譯官

樺太廳通譯官

北海道廳事務官補

北海道廳警視

府縣事務官補

府縣警視

第二十二條 別表第二表第五號ニ依ル諸官左ノ如シ

各廳技師

統計局技師

馬 政 官

陸軍教授

海軍教授

林務技師

通信技師

文部省直轄諸學校教授

東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、林學科、水産學科教授

臨時教員養成所教授

商船學校教授

統監府通信技師

臺灣總督府通信技師

關東都督府通信技師

第二十三條 別表第二表第一號、第二號及第五號ニ依ル職員ハ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ功績アル者ニ限リ

五百圓以内ノ年功加俸ヲ給シ其ノ第二號ニ依ル職員ニ在リテハ高等官三等ニ陞叙スルコトヲ得

第三號及第四號ニ依ル職員ハ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ功績アル者ニ限リ三百圓以内ノ年功加俸ヲ給シ第

三號ニ依ル者ニ在リテハ高等官四等ニ、第四號ニ依ル者ニ在リテハ高等官五等ニ陞叙スルコトヲ得

第五號ニ依ル諸官及奏任技術官ハ各廳事務ノ繁閑ニ依リ俸給最低額以下ヲ給スルコトヲ得

第二十四條 在外公館職員タル高等文官ノ年俸ハ別ニ定ムルモノノ外別表第四表ニ依ル但シ高等官三等ニ叙セラレ

タル領事及貿易事務官ノ年俸ハ三千圓トス

第二十五條 前數條ニ依ルモノヲ除クノ外高等文官ノ年俸ハ別表第五表ニ依ル但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ

在ラス

第二十六條 左ニ掲クル諸官ニシテ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ功績アル者ハ五百圓以内ノ年功加俸ヲ給スル

コトヲ得

稅關長

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

帝國大學各分科大學教授

府縣事務官

第二十七條 千住製絨所長及統監府營林廠長ニシテ高等官三等ニ在ル者ノ年俸ハ三千圓トス

第二十八條 領事又ハ貿易事務官ニシテ三年以上高等官四等ニ在リ功績アル者ハ高等官三等ニ陞叙スルコトヲ得

島司、郡長又ハ府縣立師範學校長ニシテ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リタルトキハ島司、郡長ニハ特ニ千八百

圓ヲ、府縣立師範學校長ニハ特ニ二千五百圓ヲ給スルコトヲ得其ノ五年以上高等官五等ニ在リ功績アル者ハ特ニ

高等官四等ニ陞叙スルコトヲ得

第二十九條 司法大臣カ八箇所以内ニ於テ特ニ指定シタル監獄ノ典獄ニハ別ニ二百圓以内ノ加俸ヲ給ス

第三十條 陸海軍武官ノ俸給ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

現役武官ニシテ高等文官タル者其ノ武官トシテ受クヘキ俸給額カ文官トシテ受クヘキ俸給額ヨリ多キトキハ武官ノ俸給額ヲ其ノ所屬廳ニ於テ給スルコトヲ得

第三十一條 高等文官死亡シタルトキハ在職最終年俸三分ノ一ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト稱スルハ官吏遺族扶助法ノ定ムル所ニ依ル

終身官ハ其ノ在職中死亡シタル者ニ限り前二項ノ規定ヲ適用ス

第三十二條 年俸ハ十二分シテ毎月之ヲ支給ス

第三十三條 俸給ハ新任増俸減俸トモ總テ發令ノ翌日ヨリ計算ス

休職又ハ待命ヲ命セラレ年俸全額ヲ給セサル場合ハ減俸ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第三十四條 廢官退官退職及死亡ノトキハ年俸ヲ月割計算トシ當月分ノ全額ヲ給ス

第三十五條 休職廢官退官ノ者事務引繼殘務調理ノ爲特ニ命ヲ受ケ事務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ間仍従前ノ年俸ヲ給ス

第三十六條 病氣ノ爲執務セサルコト九十日ヲ超ユル者及私事ノ故障ニ依リ執務セサルコト三十日ヲ超ユル者ハ俸給ノ半額ヲ減ス但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者及特旨ニ由リ賜暇休養スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條 俸給支給ニ關スル細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治二十四年勅令第九十六號

明治二十四年勅令第九十八號

府縣立師範學校長官等及俸給令

明治二十七年勅令第十八號

明治二十九年勅令第六十一號

技術官俸給令

明治三十二年勅令第九十四號

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

- 明治三十二年勅令第二百二十八號
- 明治三十二年勅令第二百六十八號
- 在外公館職員官等令
- 陸軍所屬特別文官俸給令
- 警視廳高等官俸給令
- 明治三十三年勅令第二百五十九號
- 帝國圖書館高等官官等俸給令
- 臺灣總督府職員官等俸給令
- 港務部高等官俸給令
- 典獄俸給令
- 北海道廳高等官俸給令
- 地方高等官俸給令
- 統監府及理事廳高等官官等令
- 關東都督府職員官等給與令
- 明治四十年勅令第二十八號
- 樺太廳職員官等給與令
- 統監府所屬官署技師官等給與令

- 統監府營林廠職員官等給與令
- 明治四十年勅令第四百四號
- 統監府特許局職員官等俸給令
- 關東都督府中學校職員官等俸給令
- 旅順工科學堂高等官官等俸給令
- 統監府司法廳職員官等給與令
- 統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生及統監府監獄職員官等給與令

統監府警視警部官等給與令

本令施行ノ際現ニ在表上欄ノ俸給額ヲ受クル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ官等ニ拘ラス各其ノ相當下欄ノ俸給額又ハ之ニ相當スル級俸ヲ給スルモノトス

現行俸給	改正俸給	現行俸給	改正俸給	現行俸給	改正俸給	現行俸給	改正俸給
五、〇〇〇 <sup>四</sup>	六、〇〇〇 <sup>四</sup>	三、〇〇〇 <sup>四</sup>	三、七〇〇 <sup>四</sup>	二、〇〇〇 <sup>四</sup>	二、五〇〇 <sup>四</sup>	一、二〇〇 <sup>四</sup>	一、五〇〇 <sup>四</sup>
四、五〇〇	五、五〇〇	二、八〇〇	三、五〇〇	一、八〇〇	二、二〇〇	一、一〇〇	一、三〇〇
四、〇〇〇	五、〇〇〇	二、六〇〇	三、二〇〇	一、六〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇
三、六〇〇	四、五〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	九〇〇	一、一〇〇
三、五〇〇	四、二〇〇	二、四〇〇	三、〇〇〇	一、四〇〇	一、七〇〇	八〇〇	一、〇〇〇
現行俸給	改正俸給	現行俸給	改正俸給	現行俸給	改正俸給	現行俸給	改正俸給
六〇〇 <sup>四</sup>	七五〇 <sup>四</sup>	六〇〇 <sup>四</sup>	七五〇 <sup>四</sup>	六〇〇 <sup>四</sup>	七五〇 <sup>四</sup>	三〇〇	四〇〇
五〇〇	六〇〇	五〇〇	六〇〇	五〇〇	六〇〇	四五〇	五五〇
四五〇	五五〇	四〇〇	五〇〇	四〇〇	五〇〇	三〇〇	四〇〇
四〇〇	五〇〇	三〇〇	四〇〇	三〇〇	四〇〇	三〇〇	四〇〇

三、三〇〇	四、〇〇〇	二、二〇〇	二、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	七〇〇	八五〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----

年功加俸、在勤加俸、加俸、在勤俸、職務俸ハ前項上欄ノ額ニ算入セス  
 現ニ各種ノ加俸ヲ受クル者本令ニ該當スル場合ニ於テ別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ其ノ加俸ノ額ハ従前ノ額ニ依ル

舊俸給令ニ依リ一級俸又ハ各官ノ最高俸ヲ受ケタル年數ハ第二十三條第一項第二項、第二十六條及第二十八條第二項ノ年數中ニ通算ス但シ舊俸給令ノ一級俸又ハ各官ノ最高俸カ第三項ノ規定ニ依リ改正二級俸以下ニ對當スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

舊俸給令ニ依ル各官ノ最高俸以下ノ俸給カ第三項ノ規定ニ依リ改正一級俸ニ對當スル場合ニ於テハ第二十三條第一項第二項ノ年數ハ在職者カ其ノ官ノ最高官等ニ達シタルトキヨリ起算ス

舊俸給令ニ依ル各官ノ最高俸以下ノ俸給カ第三項ノ規定ニ依リ改正一級俸以上ノ額ニ對當スル場合亦前項ニ同シ但シ本俸ト年功加俸トノ總額ハ改正一級俸ト第二十三條第一項第二項ノ規定ニ依ル年功加俸トノ總額ヲ超ユルコトヲ得ス

本令ニ依リ従前ノ官等ニ變更ヲ加ヘタル場合ニ於テ現ニ本令ニ存セサル官等ニ在ル者ハ本令施行ノ際ノ在官者ニ限リ其ノ官等ヲ存スルモノトス  
 現ニ最低額以下ノ俸給ヲ受クル者、休職中ノ者及本俸全額ヲ給セラレサル待命中ノ者ノ俸給額ハ従前ノ額ニ依ル  
 本令公布前ニ公布セラレタル勅令ニ於テ高等官官等俸給令第七條又ハ第八條ヲ援用シタルモノハ本令第四條又ハ第五條ヲ援用シタルモノト看做ス

(第一表)

文武高等官官等表

官等	勅		任										奏					任										
	親任	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等	八 等	九 等	内閣總理大臣	内閣書記官長	統計局長	印刷局長	法制局長	同 上	法制局參事官	賞勳局總裁	同 上	馬政次長	鐵道院副總裁	鐵道院理事	樞密院議長	樞密院副議長	樞密顧問官	外務大臣	外務次官	同 上
官等	親任	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等	八 等	九 等	内閣總理大臣	内閣書記官長	統計局長	印刷局長	法制局長	同 上	法制局參事官	賞勳局總裁	同 上	馬政次長	鐵道院副總裁	鐵道院理事	樞密院議長	樞密院副議長	樞密顧問官	外務大臣	外務次官	同 上





農				省 部															
			農商務大臣																
			農商務次官																
工務局長	商務局長	農務局長	同上					文部省長 諸學部省長 東京育學 校長 東京育學 校長	文部省 直轄	史料編纂 官			帝國大學 總長	帝國大學 各分科 大學	同上	同上	實業學務 局長 文部省 參事官		
			同上					東京育學 校長 東京育學 校長	同上	同上			同上	同上	同上	同上			
			同上					同上	同上	同上			同上	同上	同上	同上			
			同上					同上	同上	同上			同上	同上	同上	同上			
			同上					同上	同上	同上			同上	同上	同上	同上			
			同上					同上	同上	同上			同上	同上	同上	同上			
			同上					同上	同上	同上			同上	同上	同上	同上			

文		省 法 司				省 軍 海			省 軍 陸			
	文部大臣				司法大臣		海軍大臣			陸軍大臣		
	文部次官		檢事	判事	司法次官	主理	海軍次官			陸軍次官		
局長 普通學務	局長 專門學務	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上





官	衛								
									林務技師
觀測所技師	關東都督府	海務局技師	關東都督府	關東都督府	臺灣總督府	臺灣總督府	臺灣總督府	臺灣總督府	臺灣總督府
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

(第二表)

奏任文官年俸表

級	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號
十級	一、〇〇〇	七五〇			八五〇
十級	一、〇〇〇	八五〇			一、〇〇〇
九級	一、一〇〇				一、一〇〇
八級	一、二〇〇		七五〇		一、二〇〇
七級	一、五〇〇		八五〇		一、五〇〇
六級	一、七〇〇		一、〇〇〇		一、七〇〇
五級	二、〇〇〇		一、一〇〇		二、〇〇〇
四級	二、二〇〇		一、二〇〇		二、二〇〇
三級	二、五〇〇		一、五〇〇		二、五〇〇
二級	二、七〇〇		一、七〇〇		二、七〇〇
一級	三、〇〇〇		二、〇〇〇		三、〇〇〇

十	七五〇
二	
級	

(第三表)

奏任文官俸給相當表

號數	官等	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號	第七號	第八號	第九號
一	三	一級	三二級	五四級	七六級	九八級				
二	四		一級	三二級	五四級	七六級	九八級			
三	五			一級	三二級	五四級	七六級	九八級		
四	六				一級	三二級	五四級	七六級	九八級	
五	七					一級	三二級	五四級	七六級	九八級
六	八						一級	三二級	五四級	七六級
七	九							一級	三二級	五四級
八	十								一級	三二級

(第四表)

在外公館奏任職員年俸表

官名	官等	三	四	五	六	七





第九條 警部補、臺灣總督府警部補、關東都督府警部補及樺太廳警部補ノ月俸ハ十五圓以上三十圓以下トス  
 第十條 望樓手、森林主事ノ月俸ハ十二圓以上三十圓以下トス  
 第十一條 左ニ掲タル者ノ月俸ハ十圓以上三十圓以下トス

郵便貯金局書記補

遞信管理局書記補

通信書記補

統監府通信手

臺灣總督府通信手

關東都督府通信書記補

第十二條 前四條ノ判任文官最上級俸ヲ受ケ三年ヲ超エ事務練熟優等ナル者ハ特ニ月額五圓以内ヲ加給スルコトヲ得

第十三條 判任官死亡シタルトキハ在職最終月俸三月分ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト稱スルハ官吏遺族扶助法ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 月俸ハ毎月下旬之ヲ支給ス

前項ノ外俸給ノ支給ニ關シテハ高等官官等俸給令ノ例ニ依ル

第十五條 俸給支給ニ關スル細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治二十六年勅令第八十二號

明治三十一年勅令第三百十五號

明治三十二年勅令第六十四號

明治三十二年勅令第二百五十七號

明治三十二年勅令第三百七十二號

臺灣總督府警部補俸給令

明治三十六年勅令第二百六十三號

明治三十九年勅令第二百十六號

明治三十九年勅令第二百三十號

明治四十年勅令第六十二號

本令施行ノ際現ニ左表上欄ノ級俸又ハ俸給額ヲ受クル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各其ノ相當下欄ノ級俸又ハ俸給額ヲ給スルモノトス

現行俸給	改正俸給	現行俸給	改正俸給
一級俸	一級俸	三十圓以下	現俸ニ七圓ヲ加ヘタル額
二級俸	二級俸	二十七圓以下	現俸ニ六圓ヲ加ヘタル額



三級俸	三級俸	三級俸	二十三圓以下	現俸ニ五圓ヲ加ヘタル額
四級俸	四級俸	四級俸	十九圓以下	現俸ニ四圓ヲ加ヘタル額
五級俸	五級俸	五級俸	十五圓以下	現俸ニ三圓ヲ加ヘタル額
六級俸又ハ三十五圓	四十三圓	四十三圓	十一圓以下六圓以上	現俸ニ二圓ヲ加ヘタル額

在勤加俸、在勤俸ハ前項上欄ノ額ニ算入セス

舊俸給令ニ依リ一級俸ヲ受ケタル年數ハ第四條ノ年數ニ通算ス

本令施行ノ際舊俸給令ニ依リ特別俸ヲ受クル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ月額百圓ヲ受クルモノトス

舊俸給令ニ依リ五級俸以上ノ各級ニ於テ經過シタル年數ハ第三條ノ年數ニ通算ス

本令施行ノ際舊俸給令ノ五級俸以上ヲ受クル者第三項ノ對當級俸以下ノ級俸ヲ給セラレタル場合ニ於テモ亦前項ノ

規定ヲ準用ス

現ニ最低額以下ノ俸給ヲ受クル各廳技手及休職中ノ者ノ俸給額ハ従前ノ額ニ依ル

地方稅ノ支辨ニ屬スル判任文官ノ俸給ハ従前ノ例ニ依ル但シ臺灣總督府小學校教諭及臺灣總督府公學校教諭ニ付テ

ハ此ノ限ニ在ラス

(別表)

級俸	月額	級俸	月額	俸級	月額
一級俸	九十五圓	五級俸	五十圓	九級俸	三十圓

二級俸	七十五圓	六級俸	四十五圓	十級俸	二十五圓
三級俸	六十五圓	七級俸	四十圓	十一級俸	二十圓
四級俸	五十五圓	八級俸	三十五圓		

此の如くにして現在の官吏は一齊に増俸の恩典に浴したのであつた。

今文部省直轄學校職員の増俸に就て見ると、帝國大學總長は從來一級俸四千五百圓、二級俸四千圓であつたのが、一級俸五千五百圓、二級俸五千圓となり帝國大學書記官は從來一級俸二千五百圓から十級俸八百圓までであつたのが一級俸三千圓から十級俸千圓までとなり、帝國大學事務官、帝國大學學生監、帝國大學司書官、京都帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長は從來一級俸二千圓から十級俸六百圓であつたのが一級俸二千五百圓から十級俸七百五十圓までとなり、史料編纂官は從來一級俸上二千二百圓から八級俸五百圓までであつたのが一級俸二千七百圓から十四級俸六百圓までとなり、文部省直轄諸學校長(東京育學校長東京聾啞學校長を除く)は從來一級俸三千圓から五級俸千八百圓までであつたのが一級俸三千七百圓から五級俸二千二百圓までとなり、東京育學校長、東京聾啞學校長は從來一級俸二千圓から七級俸九百圓までであつたのが一級俸二千五百圓から七級俸千圓までとなり、文部省直轄諸學校教諭、東北帝國大學農科大學附屬大學豫科等の教授及臨時教員養成所教授は從來一級俸二千五百圓から十二級俸六百圓までであつたのが一級俸三千圓から十二級俸七百五十圓までとなり、文部省直轄諸學校教諭は從來一級俸千二百圓から八級俸四百圓までであつたのが一級俸千五百圓から八級俸五百圓までとなり、其他判任官たる帝國大學助手藥劑手、直轄學校書記助手、直轄諸學校助教は各省判任官の例に依て増俸せられ、而して直轄學校職員の俸給平均豫算額も亦増加せられたが獨り増俸關係に於て特殊の地位に置かれたのは帝國大學分科大學教授及助教であつた。此等教授及助教の俸給は單一でなく教授は本俸と其擔任

する講座に對する職務俸を受け、助教も亦本俸の外に職務俸を受けるのであつて、本俸と職務俸とを合せたものが其人の眞の俸給であるから、増俸の場合に於ては本俸及職務俸を共に増加すべきが當然である。然るに桂内閣の増俸計畫は行政整理と相關的のもので一方に行政整理に依て得たる金額を以て増俸財源の一部に充當する譯であり、而して前に述べた如く帝國大學の教授助教には少しも整理を加へなかつた所から其代りに増俸に就ては本俸のみを増加して職務俸には何等觸るる所はなかつた。從來教授の本俸は一級俸二千圓より八級俸八百圓までとし講座に對する職務俸は年額四百圓以上千二百圓以下の範圍に於て文部大臣之を定むるものであり、助教の本俸は一級俸千圓より八級俸三百圓までとし其職務俸は年額二百圓以上六百圓以下であつたが、今回の増俸に際しては本俸に就ては教授の一級俸が二千五百圓、八級俸が千圓、九級俸が千圓(從來は八級までであつたが今回は九級が設けられた)となり助教の一級俸が千二百圓、八級俸が四百圓となつた(從來は帝國大學高等官等俸給令中に教授助教の本俸に關すること其他帝國大學總長の俸給のことまでも規定してあつたが、明治四十三年三月二十八日勅令第三百三十四號改正高等官等俸給令及同日勅令第五百三十三號帝國大學高等官等俸給令中改正に依り、帝國大學高等官の本俸に關することは一般の高等官等俸給令の中に移され、帝國大學高等官等俸給令には教授助教の職務俸に關することのみが規定せらるることとなつた)が職務俸には少しの増額もなかつた。従て本俸に對する俸給豫算平均額は増加せられたが職務俸に對する俸給豫算平均額は其儘に残された。即ち從來の俸給豫算平均額を見ると分科大學教授は本俸千二百圓職務俸八百五十圓合計二千五百圓、分科大學助教は本俸五百圓職務俸四百圓合計九百圓、之に對して例へば文部省直轄諸學校教授は千二百圓のもの千圓のもの二種があり、それが増俸に依て直轄諸學校教授の千二百圓のものは千五百六十圓、千圓のものは千三百圓となり分科大學教授も本俸は千五百六十圓、分科大學助教も本俸は六百五十圓(明治四十四年度及四十五年度は東京九州兩大學に於て教授は本俸千五百十八圓、助教は本俸六百三十一圓であつ

た)となつたが其職務俸は從來の儘であつた。故に分科大學教授助教は増俸の關係に於ては頗る不利益を蒙つたのであつた。而してこれは後で述べることであるが大學の教授助教の待遇が大に改善せられたのは大正八年及大正九年の二回に互る改正以後のことである。

尙ほ舊令と新令とに依る文部省直轄學校圖書館高等官の官等俸給の比較は左の如くである。

官名	官等俸給		官等		俸	
	從前	改正	從前	改正	從前	改正
帝國大學總長	至自 一二等	至自 一二等	至自 二級	至自 二級	四、〇〇〇圓	五、〇〇〇圓
帝國大學各分科大學教授	至自 一六等	至自 一六等	至自 八級	至自 八級	二、〇〇〇圓	二、五〇〇圓
帝國大學各分科大學助教	至自 四九等	至自 四九等	至自 八級	至自 八級	一、〇〇〇圓	一、二〇〇圓
帝國大學書記官	至自 三七等	至自 三七等	至自 十級	至自 十級	二、五〇〇圓	三、〇〇〇圓
帝國大學事務官	至自 四八等	至自 四八等	至自 十級	至自 十級	二、〇〇〇圓	二、五〇〇圓
帝國大學學生監	至自 四八等	至自 四八等	至自 十級	至自 十級	二、〇〇〇圓	二、五〇〇圓
帝國大學司書官	至自 四八等	至自 四八等	至自 十級	至自 十級	二、〇〇〇圓	二、五〇〇圓
帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長	至自 四八等	至自 四八等	至自 十級	至自 十級	二、〇〇〇圓	二、五〇〇圓

東北帝國大學農科大學附屬大學 學部科、土木工學科、林學科、 水産學科教授	史 料 編 纂 官	文 部 省 直 轄 諸 學 校 長	東 京 外 國 語 學 校 長	東 京 音 樂 學 校 長	東 京 華 啞 學 校 長	東 京 盲 學 校 長	文 部 省 直 轄 諸 學 校 教 授	文 部 省 直 轄 諸 學 校 教 諭	臨 時 教 員 養 成 所 教 授	帝 國 圖 書 館 長	帝 國 圖 書 館 司 書 官
至自 等 等	至自 二九 等 等	至自 二六 等 等	至自 三六 等 等	至自 三六 等 等	至自 三六 等 等	至自 三六 等 等	至自 二九 等 等	至自 三九 等 等	至自 二九 等 等	至自 三六 等 等	至自 六八 等 等
至自 三九 等 等	至自 二九 等 等	至自 二五 等 等	至自 等 等	至自 等 等	至自 三六 等 等	至自 三六 等 等	至自 三九 等 等	至自 三九 等 等	至自 三九 等 等	至自 三六 等 等	至自 六九 等 等
至自 級 級	至自 一八級 二、五〇〇〇圓	至自 一五級 三、〇八〇〇圓	至自 一四級 二、五〇〇〇圓	至自 一四級 二、五〇〇〇圓	至自 一七級 二、〇九〇〇圓	至自 一七級 二、〇九〇〇圓	至自 一七級 二、〇九〇〇圓	至自 一八級 一、二四〇〇圓	至自 一七級 二、五〇〇〇圓	至自 一七級 二、五〇〇〇圓	至自 一六級 一、二〇〇〇圓
至自 一七級 三、〇七五〇圓	至自 一四級 二、七〇〇〇圓	至自 一五級 三、七〇〇〇圓	至自 級 級	至自 級 級	至自 一七級 二、五〇〇〇圓	至自 一七級 二、五〇〇〇圓	至自 一七級 二、五〇〇〇圓	至自 一八級 一、五〇〇〇圓	至自 一七級 三、〇七五〇圓	至自 一七級 三、〇〇〇〇圓	至自 一七級 一、五〇〇〇圓

同日勅令第三百三十七號を以て左の如く臺灣滿韓及樺太在勤文官加俸令が定められた。

臺灣滿韓及樺太在勤文官加俸令

第一條 臺灣滿韓及樺太在勤ノ日本人タル文官ニハ本令ニ依リ加俸ヲ給ス但シ臺灣島人ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 統監、臺灣總督、關東都督及樺太廳長官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ五トシ其ノ他ノ高等官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ五以内、判任官ハ十分ノ八以内トシ其ノ額ハ本廳長官之ヲ定ム但シ六級俸以下ノ判任官ノ加俸ハ四十圓迄ヲ給スルコトヲ得

スルコトヲ得

第三條 加俸ノ支給ニ付テハ本俸ニ關スル規定ヲ準用ス

第四條 本令ハ在外公館職員及陸海軍軍屬ニハ之ヲ適用セス

附 則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府職員加俸支給規則、明治三十七年勅令第三十五號、滿韓在勤文官加俸令及明治四十年勅令第三十七號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際別ニ加俸ニ關スル辭令書ヲ交付セラレサル者ハ従前ノ額ヲ受クルモノトス但シ統監、臺灣總督、關東都督及樺太廳長官ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

右の如く統一的規程が設けられたので、臺灣や滿韓に在勤する官吏の加俸のことを規定して居た従前の簡別的規程は何れも廢止せられた。廢止せられた規程中明治三十七年勅令第三十五號とあるは東京帝國大學附屬臺灣演習林在勤加俸

に關する件である。

同日勅令第五百十三號を以て左の如く帝國大學高等官等俸給令中に改正が行はれた。

帝國大學高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第一條 削除

第三條第一項乃至第三項ヲ削リ第四項中「本俸」ヲ「職務俸」ニ、「加給」ヲ「給」ニ改ム  
別表ヲ削ル

附 則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第三條第四項ノ規定ニ依リ受クル加俸ハ高等官等俸給令ノ適用上職務俸ト看做ス

右は從來帝國大學高等官等俸給令には帝國大學高等官の官等俸給のことを總て規定して居たのであるが、今回一般の高等官等俸給令の改正に依り帝國大學高等官の官等俸給のことも其中に包含せらるることとなつたので、帝國大學高等官等俸給令には主として帝國大學教官の受くる職務俸に關することを規定する趣旨に改めたのである。

同日又勅令第五百十四號を以て左の如く文部省直轄諸學校教官俸給の支給に關する件が定められた。

第一條 文部省直轄諸學校教官ノ俸給ハ其ノ授業ノ時間又ハ學科ノ難易輕重ニ依リ最低額以下ヲ給スルコトヲ得

第二條 文部省直轄諸學校教官ニシテ一校又ハ數校ノ教官ヲ兼任スル者ニハ本官及兼官ニ於ケル授業ノ時間又ハ學

科ノ難易輕重ニ依リ其ノ俸給額ヲ分割シテ各學校ヨリ給スルコトヲ得

第三條 文部省直轄諸學校ノ囑託講師ニハ教官俸給額ノ中ヨリ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

第四條 前三條ノ規定ハ東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、林學科、水産學科又ハ臨時教員養成所ノ教授又ハ講師ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

文部省直轄諸學校高等官等俸給令、明治三十五年勅令第百一號及明治四十年勅令第二百三十八號ハ之ヲ廢止ス

廢止せられた明治三十五年勅令第百一號は臨時教員養成所教授の官等俸給に關する件、明治四十年勅令第二百三十八號は東北帝國大學農科大學附屬大學豫科等の教授の官等俸給に關しては文部省直轄諸學校高等官等俸給令中教授の例に依ることを規定したものである。此等のことは今回一般の高等官等俸給令の中に包含して規定せらるることとなつたが爲右の二勅令は不用に歸したのである。

明治四十三年六月四日勅令第二百五十七號を以て左の如く文部省直轄醫學專門學校附屬醫院職員に手當給與の件が定められた。

文部省直轄醫學專門學校教官ニシテ附屬醫院院長、醫長又ハ醫員ヲ命セラレタル者ニハ學校及圖書館病院費ヨリ手當ヲ給スルコトヲ得

附 則

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

本令ハ明治四十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は實際に於ては新潟醫學專門學校のみに適用せらるる規定であつた。新潟を除く文部省直轄醫學專門學校は何れも其實習病院として所在の縣立病院を利用し、縣との協約に依り學校職員をして病院職員を兼ねしむることとし、此等學校職員は病院の勤務に對して縣より手當を支給せられて居たのであるが、新潟醫學專門學校に於ては前に述べた如く縣より病院を寄附せしめて之を學校附屬醫院としたので、他の學校との權衡上學校教官にして附屬醫院に勤務するものには國費より手當を支給する必要があつたからである。

明治四十三年六月十八日勅令第二百六十七號を以て左の如く文武判任官等級令が定められた。

文武判任官等級令

第一條 判任官ノ等級ハ一等乃至四等トシ其ノ區分ハ別表ニ依ルモノノ外其ノ本俸ニ依リ左ノ如ク定ム

- 一 等
  - 特別俸
  - 一級俸
  - 二級俸
- 二 等
  - 三級俸
  - 四級俸
  - 五級俸
  - 六級俸

- 三 等
  - 七級俸
  - 八級俸
  - 月俸四十圓未満三十五圓以上
- 四 等
  - 九級俸
  - 十級俸
  - 十一級俸
  - 月俸三十五圓未満

第二條 年功ニ依リ加給ヲ受クルモ爲ニ等級ヲ昇スコトナシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文武判任官等級表ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ判任官俸給令附則第三項ノ規定ニ依リ月俸四十三圓ヲ受クル者ノ等級ハ三等トス

(別表)

神宮	神宮	神宮	神宮	神宮	神宮	神宮	神宮
權	權	權	權	權	權	權	權
官	官	官	官	官	官	官	官
掌	掌	掌	掌	掌	掌	掌	掌
一	二	三	四	五	六	七	八
等	等	等	等	等	等	等	等
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
給	給	給	給	給	給	給	給
令	令	令	令	令	令	令	令
附	附	附	附	附	附	附	附
則	則	則	則	則	則	則	則
三	三	三	三	三	三	三	三
項	項	項	項	項	項	項	項
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
規	規	規	規	規	規	規	規
定	定	定	定	定	定	定	定
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ
依	依	依	依	依	依	依	依
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
月	月	月	月	月	月	月	月
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
四	四	四	四	四	四	四	四
十	十	十	十	十	十	十	十
三	三	三	三	三	三	三	三
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ
受	受	受	受	受	受	受	受
クル	クル	クル	クル	クル	クル	クル	クル
者	者	者	者	者	者	者	者
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
等	等	等	等	等	等	等	等
級	級	級	級	級	級	級	級
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
三	三	三	三	三	三	三	三
等	等	等	等	等	等	等	等
ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス

神宮皇學館方教授	二一級	陸軍各兵特務曹長及相當官	陸軍各兵曹長及相當官	陸軍各兵軍曹及相當官	陸軍各兵伍長及相當官
陸軍准士官及下士	陸軍砲工兵上等工長	陸軍各兵一等諸工長	陸軍各兵二等諸工長	陸軍各兵三等諸工長	陸軍各兵三等諸工長
海軍准士官及下士	海軍上等兵曹及相當官	海軍一等兵曹及相當官	海軍二等兵曹及相當官	海軍三等兵曹及相當官	海軍三等兵曹及相當官
三等郵便局長	海軍豫備上等兵曹及相當官	海軍豫備一等兵曹及相當官	海軍豫備二等兵曹及相當官	海軍豫備三等兵曹及相當官	海軍豫備三等兵曹及相當官
樺太監府郵便局長	年手當五百圓以下	年手當二百四十圓未滿	年手當八十四圓未滿	年手當四十八圓未滿	年手當四十八圓未滿
臺灣總督府三等郵便局長	年手當六百圓以下	年手當三百六十圓未滿	年手當百八十圓未滿	年手當六十圓未滿	年手當六十圓未滿
關東都督府郵便局長	年手當六百圓以下	年手當三百六十圓未滿	年手當百八十圓未滿	年手當六十圓未滿	年手當六十圓未滿
郡書記	特別級	三級	七級	九級	九級
郡視學	一級	四級	八級	十級	十級
郡技手	二級	五級	八級以上	十級以上	十級以上

明治四十三年六月二十二日勅令第二百九十三號を以て左の如く明治四十年勅令第九十四號甲改正の件が發布せられた。

明治四十年勅令第九十四號中「明治三十九年勅令第二百二十六號」ヲ「明治四十年勅令第七十六號」ニ改ム

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
明治三十九年勅令第二百二十六號ハ之ヲ廢止ス

右に所謂明治四十年勅令第九十四號は前に述べた陸海軍現役衛生部將校相當官にして帝國大學醫科大學教授等となりたる場合に關するものである。明治四十年勅令第七十六號は左の如きものである。

陸軍現役將校同相當官ニシテ統監府營林廠職員ニ任セラレタル者ハ陸軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲スコトヲ得  
前項ニ依リ定員外ト爲リタル者ニ對シテハ陸軍ニ在リテハ在職陸軍現役武官ニ關スル規定ヲ適用ス但シ給與ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

明治四十三年十二月二十二日勅令第四百四十七號を以て左の如く東北帝國大學官制が定められた。

東北帝國大學官制

第一條 東北帝國大學ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

總長  
事務官  
學生監  
書記

第二條 總長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝國大學令ノ規定ニ依リ東北帝國大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

總長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス  
總長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ農科大學長ニ委任スルコトヲ得

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

第三條 事務官ハ專任一人奏任トス總長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第四條 學生監ハ二人教授又ハ助教教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學生監ハ總長ノ命ヲ承ケ學生ノ取締ニ關スル事ヲ掌ル

第五條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

東北帝國大學及分科大學書記ハ通計專任十三人ヲ以テ定員トス

第六條 分科大學ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教 授

助 教 授

助 手

書 記

第七條 教授ハ專任二十四人奏任又ハ勅任トス各分科大學ニ置ク所ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ分科大學長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ擔任セサルコトアルヘシ

第八條 助教教授ハ專任十一人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

講座ヲ擔任スル助教教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ分擔スル助教教授ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 助手ハ專任二十一人判任トス教授助教教授ノ指揮ヲ承ケ學術技藝ニ關スル職務ニ服ス

第十條 第六條職員ノ外各分科大學ニ學長一人ヲ置キ其ノ分科大學教授ヨリ文部大臣之ヲ補ク

分科大學長ハ帝國大學令ノ規定ニ依リ總長監督ノ下ニ於テ各其ノ分科大學ノ事ヲ掌ル

第十一條 農科大學附屬植物園ニ植物園長、農場ニ農場長、演習林ニ演習林長ヲ置キ教授又ハ助教教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ總長監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 農科大學ニ大學豫科、土木工學科及水産學科ヲ附屬セシメ教授專任二十七人助教教授專任十二人ヲ置ク

教授ハ奏任トス助教教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

附 則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

東北帝國大學農科大學官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ東北帝國大學農科大學又ハ附屬大學豫科、土木工學科、水産學科ノ教授、助教、助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東北帝國大學農科大學又ハ附屬大學豫科、土木工學科、水産學科ノ教授、助教、助手又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前項ノ規定ニ依リ東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、水産學科教授ニ任セラレタル者ニ關シテハ高等官官等俸給令第十條第四項ノ適用ニ付前官ノ在職年數ヲ通算ス

右は創設中の理科大學が愈々開設せらるることとなり農科大學と併せて二分科大學が成立するに至つたので、正式に東北帝國大學官制が制定せられたのである。(大學教育及大學豫備教育附學位の款参照)

同日又勅令第四百四十九號を以て左の如く九州帝國大學工科大学官制が定められた。

九州帝國大學工科大學官制

第一條 九州帝國大學工科大學ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

學 長

教 授

書 記

第二條 學長ハ教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學長ハ文部大臣ノ監督ヲ承ケ工科大學ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

第三條 教授ハ專任六人奏任又ハ勅任トス講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ學長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ擔任セサルコトアルヘシ

第四條 書記ハ專任二人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

附 則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は工科大學と共に九州帝國大學を構成すべき京都帝國大學福岡醫科大學が未だ併合せらるるの運びに至らず、二分科大學が具備せざるが爲に正式に九州帝國大學官制を定むる能はず、然も創設中の工科大學は彌開設せらるることとなつたので、曩に東北帝國大學農科大學官制を發布したると同一の筆法で取り敢へず九州帝國大學工科大學官制を制定したのである。(大學教育及大學豫備教育附學位の款参照)

明治四十四年三月三十一日左の如く勅令第四十號を以て東京帝國大學官制中の改正、勅令第四十一號を以て京都帝國大學官制中の改正、勅令第四十二號を以て東北帝國大學官制中の改正が行はれた。

○勅令第四十號

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「百四十三人」ヲ「百五十六人」ニ改ム

第八條中「七十四人」ヲ「六十六人」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第四十一號

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條中「書記官」ヲ削ル

第二條第三項ヲ削ル

第三條 削除

第三條ノ二中「分掌」ヲ「掌理」ニ改ム

第五條第二項中「三十人」ヲ「二十二人」ニ改ム

第七條中「百十一人」ヲ「九十四人」ニ改ム

第八條中「五十七人」ヲ「四十四人」ニ改ム

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



第九條中「百十一人」ヲ「六十五人」ニ改ム  
 第十一條ノ二中「二人」ヲ「一人」ニ改ム  
 第十一條ノ三中「八人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ京都帝國大學京都醫科大學ノ教授、助教授、附屬醫院藥局長、助手、書記又ハ附屬醫院藥劑手ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各京都帝國大學醫科大學ノ教授、助教授、附屬醫院藥局長、助手、書記又ハ附屬醫院藥劑手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

○勅令第四十二號

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條第二項中「十三人」ヲ「十九人」ニ改ム

第七條中「二十四人」ヲ「三十五人」ニ改ム

第八條中「十一人」ヲ「十七人」ニ改ム

第九條中「二十一人」ヲ「三十四人」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の中京都帝國大學官制中の改正は、同大學の福岡醫科大學が分離して九州帝國大學の一分科大學となつたに因る教

授其他の人員の減少である。

同日勅令第四十三號を以て左の如く九州帝國大學官制が定められた。

九州帝國大學官制

第一條 九州帝國大學ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

總 長

事務官

學生監

書 記

第二條 總長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝國大學令ノ規定ニ依リ九州帝國大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

第三條 總長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第四條 事務官ハ專任一人奏任トス總長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第五條 學生監ハ帝國大學又ハ分科大學ノ高等官ノ中ヨリ之ニ兼任ス

第六條 學生監ハ總長ノ命ヲ承ケ學生ノ取締ニ關スル事ヲ掌ル

第七條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第八條 九州帝國大學及分科大學書記ハ通計專任十七人ヲ以テ定員トス

第六條 分科大學ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教授

助教授

助手

書記

第七條 教授ハ專任三十九人奏任又ハ勅任トス各分科大學ニ置ク所ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ分科大學長及醫科大學附屬醫院長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ擔任セサルコトアルヘシ

第八條 助教授ハ專任十七人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

講座ヲ擔任スル助教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ分擔スル助教授ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 助手ハ專任五十六人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技藝ニ關スル職務ニ服ス

第十條 第六條職員ノ外各分科大學ニ學長一人ヲ置キ其ノ分科大學教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大學長ハ帝國大學令ノ規定ニ依リ總長監督ノ下ニ於テ各其ノ分科大學ノ事ヲ掌ル

第十一條 醫科大學附屬醫院ニ醫院長ヲ置キ醫科大學教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

醫院長ハ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 醫科大學附屬醫院ニ藥局長專任一人ヲ置ク奏任トス

藥局長ハ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス

第十三條 醫科大學附屬醫院ニ藥劑手專任四人ヲ置ク判任トス

藥劑手ハ藥局長ノ指揮ヲ承ケ醫院藥局ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

九州帝國大學工科大學官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ九州帝國大學工科大學ノ教授又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝國大學工科大學ノ教授又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝國大學福岡醫科大學ノ教授、助教授、附屬醫院藥局長、助手、書記又ハ附屬醫院藥劑手ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝國大學醫科大學ノ教授、助教授、附屬醫院藥局長、助手、書記又ハ附屬醫院藥劑手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

右は福岡醫科大學が愈々京都帝國大學から離れて九州帝國大學に併合せらるることとなり、工科大學と併せて二分科大學が成立するに至つたので、正式に九州帝國大學官制が制定せられたのである。(大學教育及大學豫備教育附學位の款参照)

同日又勅令第六十號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十七條中「京都帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長」ノ次ニ「九州帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長」ヲ加フ

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

明治四十四年四月一日勅令第七十三號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。  
文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ項教授ノ欄「四十九人」ヲ「五十一人」ニ、助教授ノ欄「九人」ヲ「十人」ニ、廣島高等師範學校ノ項  
教諭ノ欄「九人」ヲ「十一人」ニ、東京女子高等師範學校ノ項教授ノ欄「二十六人」ヲ「二十七人」ニ、教諭ノ欄「十二人」  
ヲ「十三人」ニ、助教授ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、訓導ノ欄「二十人」ヲ「二十一人」ニ、奈良女子高等師範學校ノ項教授ノ  
欄「十八人」ヲ「二十二人」ニ改メ教諭ノ欄「十人」ヲ加ヘ助教授ノ欄「八人」ヲ「十人」ニ改メ助教諭ノ欄「十人」ヲ、  
訓導ノ欄「十八人」ヲ加ヘ書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、鹿児島高等農林學校ノ項教授ノ欄「十一人」ヲ「十五人」ニ、  
助教授ノ欄「八人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、上田蠶絲專門學校ノ項教授ノ欄「四人」ヲ「六人」ニ、書  
記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、神戸高等商業學校ノ項教授ノ欄「十八人」ヲ「二十一人」ニ、長崎高等商業學校ノ項教授  
ノ欄「十五人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、山口高等商業學校ノ項教授ノ欄「十四人」ヲ「十六人」ニ、  
助教授ノ欄「四人」ヲ「七人」ニ、小樽高等商業學校ノ項教授ノ欄「二人」ヲ「六人」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ、  
書記ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ、第一高等學校ノ項助教授ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、第三高等學校ノ項教授ノ欄「三十三  
人」ヲ「三十五人」ニ、第五高等學校ノ項教授ノ欄「三十三人」ヲ「三十五人」ニ、助教授ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、新潟醫  
學專門學校ノ項教授ノ欄「九人」ヲ「十四人」ニ、助教授ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「六人」ニ、大阪高  
等工業學校ノ項助教授ノ欄「二十五人」ヲ「二十六人」ニ、京都高等工藝學校ノ項教授ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、米  
澤高等工業學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「十人」ニ、助教授ノ欄「五人」ヲ「九人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ、秋田鐵  
山專門學校ノ項教授ノ欄「五人」ヲ「八人」ニ、助教授ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、東京外國

語學校ノ項教授ノ欄「二十一人」ヲ「二十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第七十四號を以て左の如く帝國圖書館官制中に改正が行はれた。

帝國圖書館官制中左ノ通改正ス

第二條中書記ノ下「二人」ヲ「三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年十月二十四日勅令第二百六十九號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中に改正が行はれ  
た。

朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第一條中「日本人タル文官」ヲ「内地人タル文官、試補及見習」ニ改メ但書ヲ削ル

第二條中「高等官」ノ下ニ「及試補」ヲ加ヘ「六級俸以下ノ判任官ノ加俸ハ四十圓迄」ヲ「試補、六級俸以下ノ判任官及  
見習ノ加俸ハ月額四十圓迄」ニ改ム

附 則

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年三月三十日勅令第六十五號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「十九人」ヲ「三十人」ニ改ム

第十條ノ二 東北帝國大學ニ醫學專門部及工學專門部ヲ附屬セシメ教授專任三十九人助教專任十五人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

醫學專門部及工學專門部ニ主事及生徒監各一人ヲ置キ專門部教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

專門部主事ハ總長ノ命ヲ承ケ專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

生徒監ハ專門部主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

附 則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ仙臺醫學專門學校又ハ仙臺高等工業學校ノ教授、助教又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部ノ教授、助教又ハ東北帝國大學書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前項ノ規定ニ依リ東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授ニ任セラレタル者ニ關シテハ高等官官等俸給令第十條第四項ノ適用ニ付前官ノ在職年數ヲ通算ス

當時東北帝國大學は理科大學と農科大學(札幌)との二分科大學から成つて居たのであるが、尙ほ醫科大學と工科大學とを増置せんとする政府の計畫があり、先づ其準備として仙臺醫學專門學校及仙臺高等工業學校を大學附屬專門部となすが爲に前記官制中の改正を行つたのである。従て同日勅令第六十六號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「仙臺醫學專門學校」及「仙臺高等工業學校」ヲ削ル

附 則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第六十七號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ各部ヲ通シテ二人ヲ限リ高等官二等ニ陞叙スルコトヲ得

第二十二條中「文部省直轄諸學校教授」ノ次ニ「東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授」ヲ加フ

第二十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授ニシテ主事ニ補セラレタル者ニハ當分ノ内年俸三千七百圓迄ヲ給スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第六十八號を以て左の如く明治四十三年勅令第五百十四號文部省直轄諸學校教官俸給の支給に關する件中に改正が行はれた。

明治四十三年勅令第五百十四號中左ノ通改正ス

第四條中「前三條ノ規定ハ」ノ次ニ「東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部、」ヲ加フ

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年五月三十日勅令第二百二十號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「百五十六人」ヲ「百六十二人」ニ改ム

第八條中「六十六人」ヲ「六十八人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第七條は教授の定員第八條は助教授の定員に關するものである。

同日勅令第二百二十一號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「九十四人」ヲ「九十九人」ニ改ム

第九條中「六十五人」ヲ「六十六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第七條は教授の定員第九條は助手の定員に關するものである。

同日勅令第二百二十二號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第三條中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

第七條中「三十五人」ヲ「三十六人」ニ改ム

第八條中「十七人」ヲ「十九人」ニ改ム

第九條中「三十四人」ヲ「三十六人」ニ改ム

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第三條は事務官の定員、第七條は教授の定員、第八條は助教授の定員、第九條は助手の定員に關するものである。

同日勅令第百二十三號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

學生監ハ專任一人奏任トス

第五條中「十七人」ヲ「二十人」ニ改ム

第七條中「三十九人」ヲ「四十人」ニ改ム

第八條中「十七人」ヲ「二十人」ニ改ム

第九條中「五十六人」ヲ「六十六人」ニ改ム

第十三條中「四人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第五條は書記の定員、第七條は教授の定員、第八條は助教授の定員、第九條は助手の定員、第十三條は藥劑手の定員に關するものである。

同日又勅令第百三十號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ項教授ノ欄「五十一人」ヲ「五十二人」ニ、教諭ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、助教授ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、助教諭ノ欄「八人」ヲ「七人」ニ、訓導ノ欄「二十二」ヲ「二十四」ニ、廣島高等師範學校ノ項助教諭ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、東京女子高等師範學校ノ項教授ノ欄「二十七人」ヲ「二十八人」ニ、助教授ノ欄「八人」ヲ「九人」ニ、助教諭ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、訓導ノ欄「二十一」ヲ「二十二」ニ、奈良女子高等師範學校ノ項教授ノ欄「二十二人」ヲ「二十六人」ニ、助教授ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ改メ保姆ノ欄「四人」ヲ加ヘ盛岡高等農林學校ノ項助教授ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、上田蠶絲專門學校ノ項教授ノ欄「六人」ヲ「十四人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、長崎高等商業學校ノ項助教授ノ欄「八人」ヲ「九人」ニ、山口高等商業學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、小樽高等商業學校ノ項教授ノ欄「六人」ヲ「十二人」ニ、助教授ノ欄「三人」ヲ「七人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ、第一高等學校ノ項教授ノ欄「四十二人」ヲ「四十三人」ニ、第三高等學校ノ項教授ノ欄「三十五人」ヲ「三十六人」ニ、第五高等學校ノ項教授ノ欄「三十五人」ヲ「三十六人」ニ、千葉醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、岡山醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十五人」ヲ「十六人」ニ、金澤醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、長崎醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、新潟醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十四人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「五人」ヲ「七人」ニ、東京高等工業學校ノ項助教授ノ欄「二十八人」ヲ「二十九人」ニ、大阪高等工業學校ノ項教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十五人」ニ、名古屋高等工業學校ノ項教授ノ欄「十七人」ヲ「十八人」ニ、熊

本高等工業學校ノ項助教ノ欄「六人」ヲ「八人」ニ、米澤高等工業學校ノ項助教ノ欄「十人」ヲ「十五人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、秋田鑛山専門學校ノ項助教ノ欄「八人」ヲ「十二人」ニ、助教ノ欄「六人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、東京外國語學校ノ項助教ノ欄「二十三人」ヲ「二十四人」ニ、東京美術學校ノ項助教ノ欄「二十六人」ヲ「二十七人」ニ、東京聾啞學校ノ項訓導ノ欄「十二人」ヲ「十四人」ニ改メ仙臺醫學專門學校及仙臺高等工業學校ノ項ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年三月二十八日勅令第三十二號を以て左の如く明治三十二年勅令第四百五十六號公立學校職員と教官其他教育務に従事する文官との間の轉任に關する件中に改正が行はれた。

明治三十二年勅令第四百五十六號中左ノ通改正ス

第一條中「公立學校職員」ヲ「官立公立ノ學校又ハ圖書館ノ職員」ニ改ム

第二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ同條中官立トアルハ官立公立トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年三月二十九日勅令第三十六號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第十條ノ二ニ左ノ二項ヲ加フ

醫學專門部ニ附屬醫院ヲ置ク

醫學專門部附屬醫院ニ醫院長、醫長、醫員及藥局長ヲ置キ醫學專門部教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

附 則

本令ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第三十七號を以て左の如く東北帝國大學醫學專門部附屬醫院職員に手當給與の件が定められた。

東北帝國大學醫學專門部教官ニシテ附屬醫院ノ醫院長、醫長、醫員又ハ藥局長ヲ命セラレタル者ニハ東北帝國大學病院費ヨリ手當ヲ給スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

仙臺醫學專門學校に於ては他の官立醫學專門學校(新潟を除く)と同じく其實習病院には宮城縣との契約に依り縣立病院を以て之に充て、同校臨床科に關する教官は縣立病院の職員として勤務し、病院より勤務手當を給せられて居たが、曩に仙臺醫學專門學校を東北帝國大學附屬醫學專門部に引直したるに伴ひ、實習病院を縣より寄附せしめ前記勅令第三十六號に依て之を純然たる醫學專門部附屬醫院とすることとしたので、前に述べた新潟醫學專門學校の場合と同じく今回附屬醫院に勤務する教官には別に手當を給し得ることと爲したのである。

大正二年四月五日勅令第五十三號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中に改正が行はれた。  
朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第一條中「試補」ノ下ニ、「司法官試補」ヲ加フ

第二條中「及試補」ヲ、「試補及司法官試補」ニ「但シ試補」ヲ「但シ試補、司法官試補」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年六月十三日勅令第八十一號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「三十人」ヲ「二十九人」ニ改ム

第八條中「十九人」ヲ「二十人」ニ改ム

第九條中「三十六人」ヲ「三十五人」ニ改ム

第十條ノ二中「三十九人」ヲ「三十八人」ニ改ム

第十二條中「十二人」ヲ「十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の第五條は書記の定員、第八條は助教授の定員、第九條は助手の定員に關するものである。第十條の二の三十九人

は附屬醫學專門部及工學專門部を通じたる教授の定員、第十二條は農科大學附屬大學豫科、土木工學科及水産學科を通じたる助教授の定員である。

同日勅令第八十二號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「二十人」ヲ「十九人」ニ改ム

第七條中「四十人」ヲ「四十二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の第五條は書記の定員、第七條は教授の定員に關するものである。以上兩帝國大學官制中の改正に依て定員減少のあるのは第一次山本(權兵衛)内閣の時に行はれた行政整理の結果である。

同日勅令第八十三號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ項教授ノ欄「五十二人」ヲ「四十九人」ニ、「廣島高等師範學校ノ項教授ノ欄」三十九人」ヲ「三十八

人」ニ、「書記ノ欄」八人」ヲ「七人」ニ、「東京女子高等師範學校ノ項教諭ノ欄」十三人」ヲ「十四人」ニ、「助教諭ノ欄」十二

人」ヲ「十三人」ニ、「奈良女子高等師範學校ノ項教授ノ欄」二十六人」ヲ「二十五人」ニ、「教諭ノ欄」十人」ヲ「九人」ニ、「

保姆ノ欄」四人」ヲ「五人」ニ、「鹿兒島高等農林學校ノ項教授ノ欄」十五人」ヲ「十四人」ニ、「上田蠶絲專門學校ノ項教授

ノ欄」十四人」ヲ「十三人」ニ、「東京高等商業學校ノ項教授ノ欄」三十四人」ヲ「三十三人」ニ、「書記ノ欄」十人」ヲ「九人」



ニ、神戸高等商業學校ノ項助教授ノ欄「三人」ヲ「二人」ニ、山口高等商業學校ノ項助教授ノ欄「十七人」ヲ「十六人」ニ、小樽高等商業學校ノ項助教授ノ欄「十二人」ヲ「十三人」ニ、助教授ノ欄「七人」ヲ「九人」ニ、第一高等學校ノ項助教授ノ欄「四十三人」ヲ「四十二人」ニ、第三高等學校ノ項助教授ノ欄「三十六人」ヲ「三十五人」ニ、第五高等學校ノ項助教授ノ欄「三十六人」ヲ「三十五人」ニ、第八高等學校ノ項助教授ノ欄「三十一人」ヲ「三十人」ニ、助教授ノ欄「五人」ヲ「四人」ニ、東京高等工業學校ノ項助教授ノ欄「二十九人」ヲ「二十八人」ニ、大阪高等工業學校ノ項助教授ノ欄「二十五人」ヲ「二十四人」ニ、京都高等工藝學校ノ項書記ノ欄「六人」ヲ「五人」ニ、名古屋高等工業學校ノ項助教授ノ欄「九人」ヲ「八人」ニ、熊本高等工業學校ノ項助教授ノ欄「八人」ヲ「七人」ニ、米澤高等工業學校ノ項助教授ノ欄「十五人」ヲ「十六人」ニ、秋田鑛山専門學校ノ項助教授ノ欄「十二人」ヲ「十四人」ニ、東京外國語學校ノ項助教授ノ欄「六人」ヲ「五人」ニ、東京美術學校ノ項助教授ノ欄「二十一人」ヲ「二十人」ニ、東京音樂學校ノ項助教授ノ欄「十二人」ヲ「十一人」ニ、東京盲學校ノ項訓導ノ欄「十二人」ヲ「十一人」ニ、東京聾啞學校ノ項訓導ノ欄「十四人」ヲ「十三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右直轄諸學校官制に依る定員の減少も亦行政整理の結果である。米澤高等工業學校及秋田鑛山専門學校の教授が却て増員となつて居るのは、學科關係に因る増員と減員の差引である。

同日勅令第百九十八號を以て左の如く蠶業講習所官制中に改正が行はれた。

蠶業講習所官制中左ノ通改正ス

第一條、第三條及第九條中「農商務大臣」ヲ「文部大臣」ニ改ム  
 第八條中「十七人」ヲ「十五人」ニ、「八人」ヲ「七人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百十四號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス  
 第十條中(中略)「林學科、」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年八月一日勅令第二百六十二號を以て左の如く「任用分限又ハ官等ノ初級陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件」が定められた。

第一條 左ニ掲クル諸官ニハ文官任用令、文官分限令並高等官官等俸給令第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス  
 内閣書記官長  
 法制局長官

各省次官 陸軍次官及海軍次官ヲ除ク

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

警視總監

貴族院書記官長

衆議院書記官長

内務省警保局長

勅任ノ各省參事官

祕書官

祕書

第二條 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ニハ高等官官等俸給令第四條ノ規定ヲ適用セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年勅令第六十二號、明治四十三年勅令第二百八十八號及同年勅令第二百八十九號ハ之ヲ廢止ス

第二條ノ規定に依リ教官技術官等は、高等官官等俸給令第四條に依る初級ノ制限即ち高等官六等たるべきことの適用を受けざることとなつた。

尙ほ附則に依て廢止せられた諸勅令は何れも學校圖書館職員には關係なきものである。

大正二年十一月十三日勅令第三百一號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第三十一條 高等文官死亡シタルトキハ在職最終年俸三分ノ一ノ額ニ相當スル死亡賜金ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト稱スルハ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ同一戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ

第一項ノ死亡賜金ヲ受クヘキ遺族ノ順位ハ前項ニ掲ケタル順序ニ依リ同順位内ニ在リテハ家督相續人ハ其ノ他ノ者ニ、男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ツ

終身官ニ付テハ其ノ在職中死亡シタル場合ニ限り前三項ノ規定ヲ適用ス

附 則

本令ハ大正二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第三百二號を以て左の如く判任官俸給令中に改正が行はれた。

判任官俸給令中左ノ通改正ス

第十三條 判任官死亡シタルトキハ在職最終月俸三分ノ額ニ相當スル死亡賜金ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト稱スルハ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ同一戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ

第一項ノ死亡賜金ヲ受クヘキ遺族ノ順位ハ前項ニ掲ケタル順序ニ依リ同順位内ニ在リテハ家督相續人ハ其ノ他ノ者ニ、男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ツ

附 則

本令ハ大正二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年一月二十四日勅令第五號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「百六十二人」ヲ「百六十五人」ニ改ム

第九條中「百三十二人」ヲ「百三十八人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の第七條は教授の定員、第九條は助手の定員に關するものである。

同日又勅令第六號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「九十九人」ヲ「百人」ニ改ム

第九條中「六十六人」ヲ「六十七人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の第七條は教授の定員、第九條は助手の定員に關するものである。

大正三年四月一日勅令第四十四號を以て文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「上田蠶絲專門學校」ノ次ニ「東京高等蠶絲學校」及「京都高等蠶業學校」ヲ加フ

第十八條ノ二中「及醫員」ヲ、「醫員、藥局長及調劑員」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

蠶業講習所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ現ニ東京蠶業講習所ニ在勤スル蠶業講習所ノ技師ハ東京高等蠶絲

學校ノ教授ニ、技手ハ助教ニ、書記ハ書記ニ、現ニ京都蠶業講習所ニ在勤スル蠶業講習所ノ技師ハ京都高等蠶業

學校ノ教授ニ、技手ハ助教ニ、書記ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

東京高等蠶絲學校及京都高等蠶業學校が新に文部省直轄諸學校の中に加はることとなつたのは、第一次山本(權兵衛)

内閣の時の行政整理の結果、農商務省の所轄であつた東京蠶業講習所及京都蠶業講習所を文部省に移管して之を實業專

門學校とすることとなつたからである。

同日勅令第四十五號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

上田蠶絲專門學校ノ項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

東京高等蠶絲學校	一人	九人								四人
京都高等蠶業學校	一人	五人			七人					四人

附 則

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第四十六號を以て左の如く明治四十三年勅令第二百五十七號文部省直轄醫學專門學校附屬醫院職員に手當給與の件が改正せられた。

文部省直轄醫學專門學校附屬醫院ノ職員ニハ學校及圖書館病院費ヨリ手當ヲ給スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前の規定では醫院長、醫長又は醫員に限り手當を給與し得ることとなつて居たが、今回廣く其他の職員にも手當を給與し得ることに改められたのである。

大正三年六月十八日勅令第二百二十三號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第二條 高等師範學校ニ附屬中學校及附屬小學校ヲ置ク

第十八條中「高等中學校」「東京教育博物館主事」及「専門學部主事」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十六年八月勅令第八十六號を以て定められた文部省直轄諸學校官制は、其後屢次の改正を経て大正三年に及ん

だのであるが、其第二條には「高等師範學校ニ附屬尋常中學校及附屬小學校ヲ置キ東京高等師範學校ニ東京教育博物館ヲ附設ス」とあつたのを今回前記の如く改めたのである。即ち尋常中學校といふ文相森の時代の中學校令に依る名稱が其儘残つて居たのを中學校と改め、又東京教育博物館は文部省官制中の改正に依り東京高等師範學校の管理を離れ文部省普通學務局に置かるることとなつたので、之を直轄諸學校官制の規定から除く趣旨に出たのである。(中央教育行政機關の款參照)次に第十八條(最初は第十六條であつたが其後條項の増加に依り繰下げられて第十八條となつた)には「文部大臣ハ高等師範學校女子高等師範學校東京高等商業學校高等中學校及東京工業學校(編者曰ふ東京工業學校は既に東京高等工業學校となつて居たが第十八條には東京工業學校の儘であつた)教官ノ中ヨリ各其ノ附屬學校主事教員養成所主事東京教育博物館主事附屬幼稚園主事専門學部主事ヲ命シ其ノ事務ヲ掌ラシムルコトヲ得」とあつたが、元來高等中學校と専門學部主事とは相關聯したもので文相森の時代に出來た高等中學校には醫學専門學部、法學専門學部の如きものが附設せられて居た所から此の如き規定を必要としたのであり、今は全く事實の存在を見ざるものなるを以て之が規定を廢止したのである。又東京教育博物館主事の文字を削除したのは、前述の如く東京教育博物館は東京高等師範學校の管理から離れることとなり、而して文部省普通學務局に置かるることとなつたが爲である。

大正三年六月二十日勅令第二百二十四號を以て左の如く文部省直轄諸學校の名譽教授に關する件が定められた。

文部省直轄諸學校ノ教育ニ付功勞顯著ナル者ニハ文部大臣ノ奏薦ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來名譽教授の制度は帝國大學にのみ限定せられて居たが、今回直轄諸學校にも之を及ぼすこととなつたのである。

大正三年八月二十七日勅令第六十六號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「四十六人」ヲ「四十七人」ニ改ム

第七條中「百六十五人」ヲ「百六十七人」ニ改ム

第八條中「六十八人」ヲ「七十三人」ニ改ム

第九條中「百三十八人」ヲ「百四十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第六十七號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「百人」ヲ「百一人」ニ改ム

第八條中「四十四人」ヲ「四十五人」ニ改ム

第九條中「六十七人」ヲ「七十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第六十八號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第八條中「二十人」ヲ「二十一人」ニ改ム

第九條中「三十五人」ヲ「三十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第六十九號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「四十二人」ヲ「四十七人」ニ改ム

第八條中「二十人」ヲ「二十三人」ニ改ム

第十三條中「五人」ヲ「六人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の第十三條は附屬醫院藥劑手の定員に關するものである。

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

同日又勅令第七十號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ部教授ノ欄「四十九人」ヲ「四十八人」ニ、訓導ノ欄「二十四人」ヲ「二十五人」ニ、東京女子高等師範學校ノ部教授ノ欄「二十八人」ヲ「二十九人」ニ、助教諭ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、小樽高等商業學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、東京高等工業學校ノ部教授ノ欄「三十二人」ヲ「三十三人」ニ、助教諭ノ欄「二十八人」ヲ「二十九人」ニ、米澤高等工業學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、助教諭ノ欄「九人」ヲ「十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年七月十四日勅令第一百十二號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「二十九人」ヲ「三十三人」ニ改ム

第七條中「三十六人」ヲ「四十八人」ニ改ム

第八條中「二十二」ヲ「二十六人」ニ改ム

第九條中「三十九人」ヲ「五十一人」ニ改ム

第十條ノ二中「三十八人」ヲ「三十五人」ニ、「十五人」ヲ「十三人」ニ改メ第六項及第七項ヲ削ル

第十條ノ三 醫科大學附屬醫院ニ醫院長ヲ置キ醫科大學教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

醫院長ハ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第十條ノ四 醫科大學附屬醫院ニ藥局長專任一人ヲ置ク奏任トス

藥局長ハ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス

第十條ノ五 醫科大學附屬醫院ニ藥劑手專任三人ヲ置ク判任トス

藥劑手ハ藥局長ノ指揮ヲ承ケ醫院藥局ニ關スル職務ニ服ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部大臣ハ當分ノ内東北帝國大學醫學專門部教官ノ中ヨリ東北帝國大學醫科大學附屬醫院ノ醫員ヲ命スルコトヲ得  
右第七條第八條第九條の改正に依り大學教授助教及助手の定員が多く増加したのは、豫て準備中であつた醫科大學  
が今回愈々開設せらるることとなつたが爲である。第十條の二の第六項及第七項を削除し第十條の三、第十條の四及第  
十條の五を設けたのは醫學專門部の附屬醫院を醫學部の附屬醫院に引直したが爲である。第十條の二中「三十八人」は附  
屬醫學專門部工學專門部を通じての教授の定員、「十五人」は同助教諭の定員であつて、これが減少したのは醫學專門部  
生徒の新募集を廢止したが故である。第五條書記の定員増加も亦醫科大學開設の爲である。

同日勅令第一百三號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十七條中「九州帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長」ノ次ニ「東北帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第百十四號を以て左の如く東北帝國大學醫科大學附屬醫院職員に手當給與の件が定められた。

東北帝國大學醫學專門部教官ニシテ東北帝國大學醫科大學附屬醫院ノ醫員ヲ命セラレタル者ニハ當分ノ内東北帝國大學病院費ヨリ手當ヲ給スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年勅令第三十七號ハ之ヲ廢止ス

大正四年八月十日勅令第百五十二號を以て左の如く帝國大學名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授の待遇に關する件が定められた。

帝國大學名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授ハ勅任官ヲ以テ待遇ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來帝國大學名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授には別段待遇の規定が無かつたが、此處に於て初めて勅任待遇のことが定められたのである。

同日又勅令第百五十三號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十條中「二十七人」ヲ「三十七人」ニ改ム

右は文部省直轄諸學校教授にして五年以上高等官三等に在り功績ある者の高等官二等に敘せられ得る人數の最高限に關するものであつて、漸次學校の増設に伴ひ其制限を緩めたのである。

大正四年十一月五日勅令第百九十五號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條ノ二中「七人」ヲ「十人」ニ改ム

第八條中「七十三人」ヲ「七十四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第五條の二は司書の定員に關するものである。

大正四年十一月二十三日勅令第百二十號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「四十七人」ヲ「五十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年十二月二十八日勅令第二百三十五號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「米澤高等工業學校」ノ次ニ「桐生高等染織學校」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は桐生高等染織學校の新設に依るものである。

同日又勅令第二百三十六號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ部訓導ノ欄「二十五人」ヲ「二十六人」ニ、廣島高等師範學校ノ部教授ノ欄「三十八人」ヲ「三十七人」ニ、東京女子高等師範學校ノ部教授ノ欄「二十九人」ヲ「二十八人」ニ、教諭ノ欄「十四人」ヲ「十五人」ニ、助教諭ノ欄「十四人」ヲ「十六人」ニ、訓導ノ欄「二十二」ヲ「二十一」ニ、奈良女子高等師範學校ノ部教授ノ欄「二十五人」ヲ「二十四人」ニ、鹿兒島高等農林學校ノ部助教授ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、第二高等

學校ノ部教授ノ欄「二十八人」ヲ「三十人」ニ、第五高等學校ノ部教授ノ欄「三十五人」ヲ「三十七人」ニ、第六高等學校ノ部教授ノ欄「二十八人」ヲ「三十人」ニ、第七高等學校造士館ノ部教授ノ欄「二十八人」ヲ「三十人」ニ、東京高等工業學校ノ部教授ノ欄「三十三人」ヲ「三十二人」ニ、助教授ノ欄「二十九人」ヲ「三十二人」ニ、書記ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、大阪高等工業學校ノ部助教授ノ欄「二十六人」ヲ「二十四人」ニ、熊本高等工業學校ノ部助教授ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、米澤高等工業學校ノ部助教授ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、秋田鑛山專門學校ノ部助教授ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、東京美術學校ノ部教授ノ欄「二十七人」ヲ「二十九人」ニ、助教授ノ欄「二十人」ヲ「二十一人」ニ改メ米澤高等工業學校ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

桐生高等染織學校	一人	二人	二人						二人
----------	----	----	----	--	--	--	--	--	----

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年二月九日勅令第十二號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第三表第四號ノ項中

三級	五級
四級	六級
七級	七級
ヲ	ヲ
三級	三級
四級	四級
五級	七級
ニ改ム	

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



高等官官等俸給令第二十條ニ掲クル諸官ニシテ本令施行ノ際現ニ五級俸ヲ受クル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ仍現官等ヲ保有ス

大正五年三月三十一日勅令第四十七號を以て左の如く東京帝國大學附置傳染病研究所官制が定められた。

傳染病研究所官制

第一條 東京帝國大學ニ傳染病研究所ヲ附置ス

第二條 傳染病研究所ハ傳染病其ノ他病原ノ檢索、豫防治療方法ノ研究、豫防消毒治療材料ノ檢査、傳染病研究方  
法ノ講習並痘苗血清其ノ他細菌學的豫防治療品ノ製造及檢定ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 東京帝國大學總長ハ傳染病研究所ノ事務中衛生行政ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣ノ監督ヲ承ク

第四條 傳染病研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師

技手

書記

專任

專任

專任

七人

十六人

五人

奏任

判任

判任

前項定員ノ外二十人以内ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

第五條 所長ハ技師又ハ東京帝國大學醫科大學教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ東京帝國大學總長監督ノ下ニ於テ傳染病研究所ノ事務ヲ掌理ス

第六條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ檢索、研究、檢査、講習、製造及檢定ニ關スル事務ヲ分掌ス

第七條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ檢索、研究、檢査、講習、製造及檢定ニ關スル事務ニ從事ス

第八條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

傳染病研究所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ傳染病研究所ノ技師、技手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各傳染病研  
究所ノ技師、技手又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

右は大隈内閣の行政整理の一として従來内務省の所轄たりし傳染病研究所を東京帝國大學に附屬せしむる方針が大正  
三年に決定せられ、豫算等の關係上取り敢へず同年之を文部省に移管して其直轄機關としたが、大正五年度より彌之を  
東京帝國大學に附置することとなつたので同大學官制中の改正を見るに至つたのである。(學藝院(アカデミー)等の款参照)

同日勅令第四十八號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第三條中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

右第三條は書記官の定員に關するものである。

同日勅令第四十九號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「百二人」ヲ「百四人」ニ改ム

第九條中「七十一人」ヲ「七十四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第五十四號を以て左の如く帝國大學高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

帝國大學高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第三條中「天文臺長」ノ下ニ「傳染病研究所長」ヲ加フ

附 則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は傳染病研究所が東京帝國大學に附置せられたが爲である。

大正五年四月六日勅令第九十四號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

桐生高等染織學校ノ部教授ノ欄「二人」ヲ「七人」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「四人」ニ、書記ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年四月十九日勅令第百十四號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

奈良女子高等師範學校ノ部教諭ノ欄「九人」ヲ「十一人」ニ、助教諭ノ欄「十一人」ヲ「十六人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年六月八日勅令第百五十九號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條中「書記」ノ次ニ「司書」ヲ加フ

第五條ノ二 司書ハ專任二人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記録ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ニ従事ス

第七條中「四十八人」ヲ「五十六人」ニ改ム

第八條中「二十六人」ヲ「三十三人」ニ改ム

第九條中「五十一人」ヲ「七十人」ニ改ム

第十條ノ二中「三十五人」ヲ「二十九人」ニ、「十三人」ヲ「十一人」ニ改ム

第十三條 東北帝國大學附屬圖書館ニ圖書館長ヲ置キ教授又ハ助教教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

圖書館長ハ總長監督ノ下ニ於テ圖書館ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第七條、第八條及第九條に依る教授、助教及助手の定員が多く増加したのは醫科大學の學年進行の爲であり、第十條の二専門部の教授、助教の定員の減少は醫學専門部の學年減少の爲である。

大正五年七月一日勅令第七十四號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第九條ノ五 文部省直轄諸學校長ニシテ十五年以上高等官二等ニ在リ功績顯著ナル者ハ高等師範學校長女子高等師

範學校長ヲ通シテ一人、實業專門學校長二人、醫學專門學校長一人、高等學校長其ノ他ノ直轄諸學校長ヲ通シテ

一人ヲ限リ特ニ高等官一等ニ陞叙スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年九月九日勅令第二百一十一號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「五十一人」ヲ「五十三人」ニ改ム

第八條中「二十三人」ヲ「二十四人」ニ改ム

第九條中「六十六人」ヲ「六十八人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年九月二十八日勅令第二百二十一號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「二十二二人」ヲ「二十三人」ニ改ム

第七條中「百四人」ヲ「百六人」ニ改ム

第八條中「四十五人」ヲ「四十八人」ニ改ム

第九條中「七十四人」ヲ「八十八人」ニ改ム

附 則

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年十二月二十三日勅令第二百五十七號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「四十七人」ヲ「五十三人」ニ改ム

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項職員ノ外醫科大學ニ看護婦長ヲ置ク

第七條中「分科大學長及醫科大學附屬醫院長」ヲ「分科大學長、醫科大學附屬醫院長、農科大學附屬演習林長又ハ

傳染病研究所長」ニ改ム

第八條中「七十四人」ヲ「七十七人」ニ改ム

第九條中「百四十三人」ヲ「百四十九人」ニ改ム

第九條ノ二 看護婦長ハ專任六人判任トス上官ノ命ヲ承ケ醫科大學附屬醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第七條中の改正は講座を擔任せざることを得る者の範圍を廣げたものである。第六條の改正に依て初めて判任官たる看護婦長が置かるることとなつた。

同日勅令第二百五十八號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項職員ノ外醫科大學ニ看護婦長ヲ置ク

第九條ノ二 看護婦長ハ專任三人判任トス上官ノ命ヲ承ケ醫科大學附屬醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百五十九號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

學生監ハ專任一人奏任トス

第五條中「三十三人」ヲ「三十五人」ニ改ム

第八條中「三十三人」ヲ「三十四人」ニ改ム

第九條中「七十人」ヲ「七十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

東北帝國大學に於ては從來專任學生監を置かず教授助教の補職とするの主義を取り、第四條には「學生監ハ二人教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス」とあつたのを今回改めて專任學生監を置くこととしたのである。

大正五年十二月二十九日勅令第二百六十四號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ部訓導ノ欄「二十六人」ヲ「二十七人」ニ、東京高等蠶絲學校ノ部教授ノ欄「九人」ヲ「十一人」ニ、助教授ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、京都高等蠶業學校ノ部教授ノ欄「五人」ヲ「七人」ニ、東京高等商業學校ノ部教授ノ欄「三十三人」ヲ「三十五人」ニ、神戸高等商業學校ノ部教授ノ欄「二十一人」ヲ「二十二」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ、山口高等商業學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十八人」ニ、小樽高等商業學校ノ部教授ノ欄「十四人」ヲ「十五人」ニ、助教授ノ欄「九人」ヲ「七人」ニ、第二高等學校ノ部教授ノ欄「三十人」ヲ「三十三人」ニ、助教授ノ欄「三人」ヲ「二人」ニ、東京高等工業學校ノ部教授ノ欄「三十二人」ヲ「三十五人」ニ、助教授ノ欄「三十二人」ヲ「三十三人」ニ、米澤高等工業學校ノ部教授ノ欄「十七人」ヲ「十八人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年四月十一日勅令第四十號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ

帝國大學各分科大學教授ニシテ七年以上高等官一等ニ在リ現ニ一級俸ヲ受ケ功績顯著ナル者ニハ特ニ五百圓以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第二十六條中「帝國大學各分科大學教授」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學各分科大學教授ニシテ本令施行ノ際現ニ年功加俸ヲ受クル者ハ本令ニ依ル加俸ヲ受クル者ト看做ス

第二十六條に依れば税關長、帝國大學各分科大學教授及府縣各部長にして一級俸を受け在職五年以上に至り功績ある者には五百圓以内の年功加俸を給することを得ることとなつて居たのであるが、帝國大學各分科大學教授は俸給豫算の關係上容易に一級俸を受くるを得ず、従て一級俸を受けて五年以上を経ることを要件とするときは、多數の先進教授は實際に於て年功加俸を受け得ざるの不公平を來すので、今回帝國大學各分科大學教授を第二十六條の適用より除外し、第九條に一項を加へて彼等の爲に特別の加俸要件を規定したのである。

大正六年六月九日勅令第六十號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ部訓導ノ欄「二十七人」ヲ「二十九人」ニ、東京高等商業學校ノ部教授ノ欄「三十五人」ヲ「三十九人」ニ、神戸高等商業學校ノ部教授ノ欄「二十二二人」ヲ「二十五人」ニ、長崎高等商業學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十八人」ニ、助教授ノ欄「九人」ヲ「十人」ニ、桐生高等染織學校ノ部教授ノ欄「七人」ヲ「十一人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「七人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年七月三十一日勅令第九十二號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「五十三人」ヲ「五十五人」ニ改ム

第九條中「百四十九人」ヲ「百五十五人」ニ改ム

附則

本令ハ大正六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年八月二十日勅令第九十九號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第二十六條中「税關長」ノ前ニ「國立感化院教諭 國立感化院院長タル者」ヲ加フ

別表第一表内務省ノ部中造神宮副使ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

	國立感化院教諭	國立感化院院長タル者	同	上	同	上	同	上	同	上
--	---------	------------	---	---	---	---	---	---	---	---

別表第五表中 横濱、神戸、大阪 税關長ノ項ヲ左ノ如ク改ム

國立感化院教諭	國立感化院院長タル者	ニ、五〇〇圓	ニ、五〇〇圓	ニ、五〇〇圓	一、七〇〇圓	一、五〇〇圓	一、三〇〇圓	一、一〇〇圓	一、〇〇〇圓	〇	〇	〇	〇	〇
横濱、神戸、大阪 税關長		三、五〇〇圓	三、三〇〇圓	三、〇〇〇圓										

大正六年九月二十五日勅令第六十號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「百六十七人」ヲ「百六十八人」ニ改ム

第八條中「七十七人」ヲ「八十一人」ニ改ム

第九條中「百五十五人」ヲ「百五十九人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第六十一號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。  
文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

- 第二高等學校ノ部教授ノ欄「三十二人」ヲ「三十三人」ニ、第六高等學校ノ部教授ノ欄「三十人」ヲ「三十二人」ニ、第八高等學校ノ部教授ノ欄「三十人」ヲ「三十二人」ニ、千葉醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十九人」ヲ「二十人」ニ、岡山醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、金澤醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十九人」ヲ「二十人」ニ、長崎醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十九人」ヲ「二十人」ニ、新潟醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、東京高等工業學校ノ部教授ノ欄「三十五人」ヲ「三十七人」ニ、大阪高等工業學校ノ部教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十六人」ニ、京都高等工藝學校ノ部教授ノ欄「十二人」ヲ「十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年九月二十七日勅令第六十四號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

- 第五條中「二十三人」ヲ「二十四人」ニ改ム
- 第八條中「四十八人」ヲ「四十九人」ニ改ム
- 第九條中「八十人」ヲ「八十四人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第六十五號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

- 第七條中「五十六人」ヲ「六十四人」ニ改ム
- 第八條中「三十四人」ヲ「四十二人」ニ改ム
- 第九條中「七十三人」ヲ「九十四人」ニ改ム
- 第十條ノ二中「二十九人」ヲ「二十四人」ニ、「十一人」ヲ「九人」ニ改ム
- 第十二條中「二十七人」ヲ「二十八人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條教授定員第八條助教定員第九條助手定員の増加は多くは醫科大學學年進行の關係である。第十條の二専門部  
教授助教定員の減少は醫學専門部學年減少の結果である。第十二條は農科大學附屬大學豫科、土木工學科、水産學科  
の教授助教の定員に關するものである。

同日又勅令第六十六號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

第八條中「二十四人」ヲ「二十六人」ニ改ム  
第九條中「六十八人」ヲ「七十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年四月一日勅令第四十一號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條第三項ヲ削ル

第三條中「二人」ヲ「一人」ニ改ム

第五條中「三十五人」ヲ「二十二二人」ニ改ム

第七條中「六十四人」ヲ「三十七人」ニ改ム

第八條中「四十二人」ヲ「二十七人」ニ改ム

第九條中「九十四人」ヲ「六十二人」ニ改ム

第十一條及第十二條ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第二條第三項「總長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ農科大學長ニ委任スルコトヲ得」との規定の削除、第三條事務

官の定員、第五條書記定員、第七條教授定員、第八條助教定員、第九條助手定員の減少、第十一條農科大學附屬植物園、農場及演習林に關する規定及第十二條農科大學附屬大學豫科、土木工學科、水産學科に關する規定の削除は、札幌の農科大學が新設中の醫科大學と共に北海道帝國大學の一科大學として東北帝國大學より分離することとなつたが爲である。

同日勅令第四十四號を以て左の如く北海道帝國大學官制が定められた。

北海道帝國大學官制

第一條 北海道帝國大學ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

總長

事務官

學生監

書記

第二條 總長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝國大學令ノ規定ニ依リ北海道帝國大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職

員ヲ統督ス

總長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第三條 事務官ハ專任一人奏任トス總長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第四條 學生監ハ一人教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學生監ハ總長ノ命ヲ承ケ學生ノ取締ニ關スル事ヲ掌ル

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



第五條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

北海道帝國大學及分科大學書記ハ通計專任十三人ヲ以テ定員トス

第六條 分科大學ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教授

助教授

助手

書記

第七條 教授ハ專任二十七人奏任又ハ勅任トス各分科大學ニ置ク所ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ分科大學長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ擔任セサルコトアルヘシ

第八條 助教授ハ專任十五人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

講座ヲ擔任スル助教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ分擔スル助教授ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 助手ハ專任三十二人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技藝ニ關スル職務ニ服ス

第十條 第六條職員ノ外各分科大學ニ學長一人ヲ置キ其ノ分科大學教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大學長ハ帝國大學令ノ規定ニ依リ總長監督ノ下ニ於テ各其ノ分科大學ノ事ヲ掌ル

第十一條 北海道帝國大學ニ大學豫科、土木專門部及水産專門部ヲ附屬セシメ教授專任二十八人助教授專任十一人

ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

大學豫科、土木專門部及水産專門部ニ主事及生徒監各一人ヲ置キ大學豫科教授及專門部教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ總長ノ命ヲ承ケ大學豫科及專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

生徒監ハ主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十二條 農科大學附屬植物園ニ植物園長、農場ニ農場長、演習林ニ演習林長ヲ置キ農科大學教授又ハ助教授ヨリ

文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ總長監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東北帝國大學農科大學又ハ附屬大學豫科、土木工學科、水産學科ノ教授、助教授、助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各北海道帝國大學農科大學又ハ北海道帝國大學附屬大學豫科、土木專門部、水産專門部ノ教授、助教授、助手又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東北帝國大學農科大學ノ助手又ハ東北帝國大學農科大學附屬水産學科ノ教授ニシテ休職ノ者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ儘各北海道帝國大學農科大學ノ助手又ハ北海道帝國大學附屬水産專門部ノ教授ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前項ノ規定ニ依リ北海道帝國大學附屬大學豫科、土木專門部、水産專門部教授ニ任セラレタル者ニ關シテハ高等官官等俸給令第十條第五項ノ適用ニ付前官ノ在職年數ヲ通算ス

右は政府に於て札幌に醫科大學を置き、之と東北帝國大學の一分科大學たる札幌の農科大學とを併せて新に北海道帝國大學を設けんとするの計畫があり、既に醫科大學創設の豫算も決定したので北海道帝國大學官制が制定せられたのである。(大學教育及大學豫備教育附學位の款参照)

同日勅令第五十二號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十條及第二十二條中「東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、水産學科教授」ヲ「北海道帝國大學附屬大學豫科、土木専門部、水産専門部教授」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令第十條第五項には「東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、水産學科教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ各科ヲ通シテ二人ヲ限り高等官二等ニ陞叙スルコトヲ得」との規定がある。而して今回の改正は前述べた如く北海道帝國大學新設の結果、東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、水産學科は北海道帝國大學附屬大學豫科、土木専門部、水産専門部となつたのに伴ふものである。

次に高等官官等俸給令第二十二條には東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、水産學科教授の俸給に関する規定があるが、今回之を北海道帝國大學附屬大學豫科、土木専門部、水産専門部教官の俸給に関する規定に改めたのである。

同日又勅令第五十三號を以て左の如く明治四十三年勅令第五百五十四號文部省直轄諸學校教官俸給の支給に関する件中に改正が行はれた。

明治四十三年勅令第五百五十四號中左ノ通改正ス

第四條中「東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、林學科、水産學科」ヲ「北海道帝國大學附屬大學豫科、土木専門部、水産専門部」ニ、「教授」ヲ「教官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

これも亦北海道帝國大學新設に伴つた改正である。

大正七年四月十八日文部省令第八號を以て左の如く文部省所管不動産登記囑託官吏指定の件中に改正が行はれた。

明治四十年文部省令第三十二號中「東北帝國大學農科大學長」ヲ削ル

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は北海道帝國大學設立の結果、東北帝國大學農科大學長は存在せざるに至つたからである。

世界大戰後物價騰貴の爲に官吏の待遇上にも特別の措置を講ずる必要が生じたので、大正七年四月二十四日勅令第八十九號を以て左の如く判任官及判任官の待遇を受くる者に臨時手當給與の件が定められた。

判任官及判任官ノ待遇ヲ受クル者ニハ時局ノ影響ノ存スル間俸給ノ外毎月臨時手當ヲ給スルコトヲ得  
前項臨時手當ノ支給ニ關スル規定ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年四月分ヨリ之ヲ適用ス

大正七年四月二十六日勅令第九十六號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「二十二人」ヲ「二十人」ニ改ム

第十條ノ二中「醫學專門部及」ヲ削リ「二十四人」ヲ「十六人」ニ、「九人」ヲ「八人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第五條書記定員ノ減少及第十條ノ二中醫學專門部ノ削除及專門部教授助教定員ノ減少は、今回醫學專門部在學生  
ノ卒業と共に醫學專門部を廢止することとしたが爲である。

同日勅令第五號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十條中「醫學專門部」ヲ削リ「各部ヲ通シテ二人」ヲ「一人」ニ改ム

第二十二條及第二十三條中「醫學專門部」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令第十條第四項には「東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在  
リ功績アル者ハ各部ヲ通シテ二人ヲ限り高等官二等ニ陞敘スルコトヲ得」との規定がある。今回の改正は醫學專門部が  
廢止せられた結果であり、従て二等官に陞敘せられ得る者の員數が二人より一人に減少したのである。

次に第二十二條には東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授の俸給に關する規定があり、第二十三條には右醫  
學專門部、工學專門部教授にして主事に補せられたる者に當分の内給與し得る俸給の最高限に關する規定がある。之が  
改正も亦醫學專門部廢止に伴ふものである。

同日又勅令第六號を以て左の如く明治四十三年勅令第五百四十四號文部省直轄諸學校教官俸給の支給に關する件中に  
改正が行はれた。

明治四十三年勅令第五百四十四號中左ノ通改正ス

第四條中「醫學專門部」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

これも亦醫學專門部廢止の結果に過ぎぬ。

大正七年六月十九日勅令第二百三十號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項職員ノ外醫科大學ニ看護長ヲ置ク

第七條中「五十三人」ヲ「五十四人」ニ改ム

第八條中「二十六人」ヲ「二十七人」ニ改ム

第九條中「七十一人」ヲ「七十三人」ニ改ム

第九條ノ二 看護長ハ專任三人判任トス上官ノ命ヲ承ケ醫科大學附屬醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第六條中の改正及第九條の二の追加は判任官たる看護長を置くことを規定したものであるが、九州帝國大學に於て他の大學の例に倣ひ之を看護婦長とせずして廣く看護長としたのは、同大學の事情に依り判任の看護婦長のみならず判任の看護夫長（男子にして精神病患者の看護に任ずる者）をも置く必要があつたが故である。

大正七年六月二十四日勅令第二百五十五號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項職員ノ外京都帝國大學基本財産林ノ業務ニ從事セシムル爲技手ヲ置ク

第五條ノ二中「四人」ヲ「六人」ニ改ム

第五條ノ三 技手ハ專任三人判任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス

第七條中「百六人」ヲ「百八人」ニ改ム

第八條中「四十九人」ヲ「五十一人」ニ改ム

第九條中「八十四人」ヲ「九十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百五十六號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項職員ノ外醫科大學ニ看護婦長ヲ置ク

第七條中「三十七人」ヲ「四十人」ニ改ム

第八條中「二十七人」ヲ「二十九人」ニ改ム

第九條中「六十二人」ヲ「六十五人」ニ改ム

第十條ノ五中「三人」ヲ「五人」ニ改ム

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

第十一條 看護婦長ハ專任一人判任トス上官ノ命ヲ承ケ醫科大學附屬醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年七月一日勅令第二百六十八號を以て左の如く北海道帝國大學官制中に改正が行はれた。

北海道帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「十三人」ヲ「十六人」ニ改ム

第九條中「三十二人」ヲ「三十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年七月三日勅令第二百七十號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「五十五人」ヲ「五十八人」ニ改ム

第七條中「百六十八人」ヲ「百七十五人」ニ改ム

第八條中「八十一人」ヲ「八十六人」ニ改ム

第九條中「百五十九人」ヲ「百九十九人」ニ改ム

第十五條ノ四 東京帝國大學附屬航空研究所ニ航空研究所長ヲ置キ工科大學教授又ハ理科大學教授ヨリ文部大臣之

ヲ補ス

航空研究所長ハ總長監督ノ下ニ於テ航空研究所ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百七十二號を以て左の如く帝國大學高等官等俸給令中に改正が行はれた。

帝國大學高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第三條中「天文臺長」ノ下ニ「航空研究所長」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は航空研究所長の新設に就き之に給與すべき職務俸のことを規定したのである。

大正七年七月十九日勅令第二百八十六號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ部教授ノ欄「四十八人」ヲ「五十一人」ニ、助教ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、訓導ノ欄

「二十九人」ヲ「三十一人」ニ、廣島高等師範學校ノ部教授ノ欄「三十七人」ヲ「三十九人」ニ、盛岡高等農林學校

ノ部教授ノ欄「十七人」ヲ「十九人」ニ、鹿兒島高等農林學校ノ部教授ノ欄「十四人」ヲ「十五人」ニ、上田蠶絲  
専門學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、助教ノ欄「十人」ヲ「九人」ニ、東京高等商業學校ノ部教授  
ノ欄「三十九人」ヲ「四十二人」ニ、神戸高等商業學校ノ部教授ノ欄「二十五人」ヲ「二十八人」ニ、長崎高等商  
業學校ノ部教授ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、助教ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、山口高等商業學校ノ部教授  
ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、助教ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、小樽高等商業學校ノ部教授ノ欄「十五人」ヲ  
「十七人」ニ、第二高等學校ノ部教授ノ欄「三十三人」ヲ「三十四人」ニ、助教ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、第四  
高等學校ノ部教授ノ欄「三十三人」ヲ「三十四人」ニ、第六高等學校ノ部教授ノ欄「三十二人」ヲ「三十四人」ニ、  
第八高等學校ノ部教授ノ欄「三十二人」ヲ「三十四人」ニ、助教ノ欄「四人」ヲ「二人」ニ、東京高等工業學校  
ノ部教授ノ欄「三十三人」ヲ「三十五人」ニ、名古屋高等工業學校ノ部教授ノ欄「十八人」ヲ「二十人」ニ、助  
教授ノ欄「八人」ヲ「十人」ニ、熊本高等工業學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十八人」ニ、助教ノ欄「八人」  
ヲ「九人」ニ、桐生高等染織學校ノ部教授ノ欄「十一人」ヲ「十三人」ニ、助教ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、書  
記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、東京外國語學校ノ部教授ノ欄「五人」ヲ「七人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

世界大戦後の物價騰貴の爲取り敢へず判任官及其待遇を受くる者に對し臨時手當を給與する趣旨を以て、大正七年四  
月勅令第八十九號が制定せられたことは前に述べた通りであるが、獨り判任官等に止まらず、奏任官等に對しても亦臨時

手當を給與する必要があるので、大正七年九月七日勅令第三百三十九號を以て左の如く大正七年勅令第八十九號中に改  
正が行はれた。

大正七年勅令第八十九號中左ノ通改正ス

「判任官及判任官ノ待遇ヲ受クル者」ヲ「奏任官及判任官並其ノ待遇ヲ受クル者」ニ改ム

附 則

本令ハ大正七年九月分ヨリ之ヲ適用ス

大正七年十一月二十五日勅令第三百八十四號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十九條中「明治神宮造營局主事」ノ次ニ「國立感化院院醫」ヲ加フ

第二十一條中「專賣局參事補」ノ前ニ「國立感化院教諭」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年一月二十日勅令第五號を以て左の如く叙位條例中に改正が行はれた。

叙位條例中左ノ通改正ス

第四條 有位者死刑、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁錮ニ處セラレタルトキハ其ノ位ヲ失フ

有位者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ情狀ニ依リ其ノ位ヲ失ハシム

一 刑ノ執行ヲ猶豫セラレタルトキ

二 三年未滿ノ禁錮ニ處セラレタルトキ

三 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタルトキ

四 素行修ラス有位者タルノ面目ヲ汚シタルトキ

前二項ノ規定ニ依リ位ヲ失ヒタル者ハ位記ヲ返上スヘシ

第四條ノ二 有位者法令ニ因リ拘禁セラレ又ハ勞役場ニ留置セラレタルトキハ其ノ期間位ニ屬スル禮遇、特權ヲ享タルコトヲ得ス保釋、責付、假出獄又ハ刑ノ執行猶豫ノ期間亦同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年四月一日勅令第五十號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條 東京帝國大學ニ左ノ職員ヲ置ク

總 長

教 授

助教授

書記官

事務官

學生監

司書官

助 手

書 記

司 書

第二條中「帝國大學令ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

第二條ノ二 教授ハ專任百七十五人奏任又ハ勅任トス各學部ニ分屬シテ其ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ學部長、醫學部附屬醫院長、農學部附屬演習林長又ハ傳染病研究所長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメサルコトヲ得

第二條ノ三 助教授ハ專任八十六人奏任トス各學部ニ分屬シ教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ從事ス

講座ヲ擔任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ分擔スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條ノ三 助手ハ專任百九十人判任トス各學部ニ分屬シ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ關スル職務ニ服ス

第五條中「書記ハ判任トス」ヲ「書記ハ專任五十八人判任トス」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第六條 各學部ニ學部長一人ヲ置キ其ノ學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

學部長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ學部ノ事ヲ掌ル

第七條 醫學部ニ附屬醫院及附屬醫院藥局ヲ置ク

醫院ニ醫院長、醫院藥局長ヲ置ク

醫院長ハ醫學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ、藥局長ハ醫學部ニ屬スル教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

醫院長及藥局長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第八條 醫院ニ看護婦長ヲ置ク專任六人判任トス

看護婦長ハ上官ノ命ヲ承ケテ醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

第九條 理學部ニ附屬東京天文臺、附屬臨海實驗所及附屬植物園ヲ置ク

東京天文臺ニ天文臺長、臨海實驗所ニ臨海實驗所長、植物園ニ植物園長ヲ置ク

天文臺長ハ理學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ、臨海實驗所長及植物園長ハ理學部ニ屬スル教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

天文臺長、臨海實驗所長及植物園長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第十條 農學部ニ附屬演習林及附屬農場ヲ置ク

演習林ニ演習林長、農場ニ農場長ヲ置キ農學部ニ屬スル教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

演習林長及農場長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第十一條 農學部ニ附屬農業教員養成所ヲ置ク

農業教員養成所ニ農業教員養成所主事ヲ置キ農學部ニ屬スル教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

農業教員養成所主事ハ農學部長ノ監督ノ下ニ於テ農業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 東京帝國大學ニ附屬航空研究所ヲ置ク

航空研究所ニ航空研究所長ヲ置キ工學部又ハ理學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

航空研究所長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ航空研究所ノ事務ヲ掌理ス

第十三條 東京帝國大學ニ附屬圖書館ヲ置ク

圖書館ニ圖書館長ヲ置キ教授、助教又ハ司書官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

圖書館長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ圖書館ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學分科大學ノ教授又ハ助教ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東京帝國大學ノ教授又ハ助教ニ同官等並現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ナキトキハ從前ノ本俸及加俸ノ額ニ相當スル本俸ヲ受クルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學分科大學ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東京帝國大學ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學醫科大學看護婦長ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ東京帝國大學醫學部附屬醫院看護婦長ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學ノ分科大學長、醫科大學附屬醫院長、醫科大學附屬醫院藥局長、理科大學附屬東京



天文臺長、理科大學附屬臨海實驗所長、理科大學附屬植物園長、農科大學附屬演習林長、農科大學附屬農場長又ハ農科大學附屬農業教員養成所主事ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東京帝國大學ノ學部長、醫學部附屬醫院長、醫學部附屬醫院藥局長、理學部附屬東京天文臺長、理學部附屬臨海實驗所長、理學部附屬植物園長、農學部附屬演習林長、農學部附屬農場長又ハ農學部附屬農業教員養成所主事ニ補セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學分科大學ノ助教授又ハ助手ニシテ休職ノ者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ儘各東京帝國大學ノ助教授又ハ助手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

右の改正は學制改革の結果たる大學令の制定、帝國大學令の改正に伴ひ其必要を見るに至つたもので、尙ほ之を機として規定の整頓を行つたのである。即ち從來の分科大學は學部となつたので分科大學長は之を學部長とする等關係規定を改めたのであつた。又從來總長、書記官、學生監、司書官等は之を大學全體の職員即ち本部の職員とし、教授、助教授、助手等は之を分科大學の職員として兩者の間に區別を設け、從て例へば教授助教授は帝國大學の教授助教授にあらすして帝國大學分科大學の教授助教授であるといふ制度であつたが、今回は之を改め教授助教授等も亦帝國大學全體の職員にして唯分れて各學部に勤務するに過ぎざるものとし、以て大學が渾然一體を爲すものたるの精神を明にせんとしたので、此趣旨に從て規定を改めたのであつた。其他附屬機關に關する從來の規定は稍體を得ざるの嫌があり、例へば「醫科大學附屬醫院ニ醫院長ヲ置キ醫科大學教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス」といふが如き附屬醫院を置くことに就ては正面より規定せず單に醫院長に關する規定を誘出する意味に用ゐられて居たのであるが、今回之を改め醫學部に附屬醫院を置くことを先づ規定し、次に醫院に醫院長を置くことを規定して本末を明にすることとし、總て此例に依て附屬機關に關する規定を改正したのであつた。

同日勅令第五十一號を以て左の如く明治三十八年勅令第九十五號史料編纂に關する職員の件に改正が行はれた。

明治三十八年勅令第九十五號中左ノ通改正ス

第一條中「東京帝國大學文科大學」ヲ「東京帝國大學文學部」ニ改ム

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學文科大學ノ史料編纂官、史料編纂官補又ハ史料編纂書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東京帝國大學文學部ノ史料編纂官、史料編纂官補又ハ史料編纂書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

同日勅令第五十二號を以て左の如く傳染病研究所官制中に改正が行はれた。

傳染病研究所官制中左ノ通改正ス

第五條中「東京帝國大學醫科大學教授ヨリ」ヲ「東京帝國大學醫學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ」ニ改ム

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第五十三號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條 京都帝國大學ニ左ノ職員ヲ置ク

總長

教授

助教授

事務官

學生監

司書官

助手

書記

司書

前項職員ノ外京都帝國大學基本財産林ノ業務ニ從事セシムル爲技手ヲ置ク

第二條中「帝國大學令ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

第二條ノ二 教授ハ專任百八人奏任又ハ勅任トス各學部ニ分屬シテ其ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ學部長又ハ醫學部附屬醫院長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメサルコトヲ得

第三條 助教授ハ專任五十一人奏任トス各學部ニ分屬シ教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ從事ス

講座ヲ擔任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ分擔スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條ノ三 助手ハ專任九十一人判任トス各學部ニ分屬シ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ關スル職務ニ服ス

第五條中「書記ハ判任トス」ヲ「書記ハ專任二十四人判任トス」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第六條 各學部ニ學部長一人ヲ置キ其ノ學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學部長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ學部ノ事ヲ掌ル

第七條 醫學部ニ附屬醫院ヲ置ク

醫院ニ醫院長ヲ置キ醫學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

醫院長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第八條 醫院ニ藥局長ヲ置ク專任一人奏任トス

藥局長ハ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス

第九條 醫院ニ藥劑手ヲ置ク專任五人判任トス

藥劑手ハ藥局長ノ指揮ヲ承ケテ醫院藥局ニ關スル職務ニ服ス

第十條 醫院ニ看護婦長ヲ置ク專任三人判任トス

看護婦長ハ上官ノ命ヲ承ケテ醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

第十一條 京都帝國大學ニ附屬圖書館ヲ置ク

圖書館ニ圖書館長ヲ置キ教授、助教授又ハ司書官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

圖書館長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ圖書館ノ事務ヲ掌理ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

第十二條ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ京都帝國大學分科大學ノ教授又ハ助教ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各京都帝國大學ノ教授又ハ助教ニ同官等並現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ナキトキハ從前ノ本俸及加俸ノ額ニ相當スル本俸ヲ受クルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝國大學分科大學ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各京都帝國大學ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝國大學ノ分科大學長又ハ醫科大學附屬醫院長ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各京都帝國大學ノ學部長又ハ醫學部附屬醫院長ニ補セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝國大學ノ醫科大學附屬醫院ノ藥局長若ハ藥劑手又ハ醫科大學看護婦長ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各京都帝國大學醫學部附屬醫院ノ藥局長、藥劑手又ハ看護婦長ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝國大學分科大學ノ助教又ハ助手ニシテ休職ノ者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ儘各京都帝國大學ノ助教又ハ助手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

右の改正も先に述べた東京帝國大學官制の改正と同一の趣旨に於て爲されたものである。

同日勅令第五十五號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條 東北帝國大學ニ左ノ職員ヲ置ク

- 總 長
- 教 授
- 助 教 授
- 事 務 官
- 學 生 監
- 助 手
- 書 記
- 司 書

第二條中「帝國大學令ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

第二條ノ二 教授ハ專任四十人奏任又ハ勅任トス各學部ニ分屬シテ其ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ學部長又ハ醫學部附屬醫院長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメサルコトヲ得

第二條ノ三 助教授ハ專任二十九人奏任トス各學部ニ分屬シ教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

講座ヲ擔任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ分擔スル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 第四條ノ二 助手ハ專任六十五人判任トス各學部ニ分屬シ教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ關スル職務ニ服ス
- 第五條中「書記ハ判任トス」ヲ「書記ハ專任二十人判任トス」ニ改メ同條第二項ヲ削ル
- 第六條 各學部ニ學部長一人ヲ置キ其ノ學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
- 學部長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ學部ノ事ヲ掌ル
- 第七條 醫學部ニ附屬醫院ヲ置ク
- 醫院ニ醫院長ヲ置キ醫學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
- 醫院長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ醫院ノ事務ヲ掌理ス
- 第八條 醫院ニ藥局長ヲ置ク專任一人奏任トス
- 藥局長ハ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス
- 第九條 醫院ニ藥劑手ヲ置ク專任五人判任トス
- 藥劑手ハ藥局長ノ指揮ヲ承ケテ醫院藥局ニ關スル職務ニ服ス
- 第十條 醫院ニ看護婦長ヲ置ク專任一人判任トス
- 看護婦長ハ上官ノ命ヲ承ケテ醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス
- 第十一條 東北帝國大學ニ附屬圖書館ヲ置ク
- 圖書館ニ圖書館長ヲ置キ教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
- 圖書館長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ圖書館ノ事務ヲ掌理ス
- 第十條ノ三乃至第十條ノ五及第十三條ヲ削リ第十條ノ二ヲ第十二條トス

附 則

- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行ノ際現ニ東北帝國大學分科大學ノ教授又ハ助教ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東北帝國大學ノ教授又ハ助教ニ同官等並現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ナキトキハ從前ノ本俸及加俸ノ額ニ相當スル本俸ヲ受クルモノトス
- 本令施行ノ際現ニ東北帝國大學分科大學ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東北帝國大學ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス
- 本令施行ノ際現ニ東北帝國大學ノ分科大學長又ハ醫科大學附屬醫院長ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東北帝國大學ノ學部長又ハ醫學部附屬醫院長ニ補セラレタルモノトス
- 本令施行ノ際現ニ東北帝國大學ノ醫科大學附屬醫院ノ藥局長若ハ藥劑手又ハ醫科大學看護婦長ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東北帝國大學醫學部附屬醫院ノ藥局長、藥劑手又ハ看護婦長ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス
- 本令施行ノ際現ニ東北帝國大學分科大學教授ニシテ休職ノ者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ儘東北帝國大學教授ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

同日勅令第五十六號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條 九州帝國大學ニ左ノ職員ヲ置ク

總長

教授

助教授

事務官

學生監

助手

書記

第二條中「帝國大學令ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

第二條ノ二 教授ハ專任五十四人奏任又ハ勅任トス各學部ニ分屬シテ其ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ學部長又ハ醫學部附屬醫院長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメサルコトヲ得

第二條ノ三 助教授ハ專任二十七人奏任トス各學部ニ分屬シ教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

講座ヲ擔任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ分擔スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條ノ二 助手ハ專任七十三人判任トス各學部ニ分屬シ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ關スル職務ニ服ス

第五條中「書記ハ判任トス」ヲ「書記ハ專任十九人判任トス」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第六條 各學部ニ學部長一人ヲ置キ其ノ學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學部長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ學部ノ事ヲ掌ル

第七條 醫學部ニ附屬醫院ヲ置ク

醫院ニ醫院長ヲ置キ醫學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

醫院長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第八條 醫院ニ藥局長ヲ置ク專任一人奏任トス

藥局長ハ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス

第九條 醫院ニ藥劑手ヲ置ク專任六人判任トス

藥劑手ハ藥局長ノ指揮ヲ承ケテ醫院藥局ニ關スル職務ニ服ス

第九條ノ二ヲ削ル

第十條 醫院ニ看護長ヲ置ク專任三人判任トス

看護長ハ上官ノ命ヲ承ケテ醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

第十一條乃至第十三條ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ九州帝國大學分科大學ノ教授又ハ助教授ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝國大學ノ教授又ハ助教授ニ同官等並現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ナキトキハ從前ノ本俸及加俸ノ額ニ相當スル本俸ヲ受クルモノトス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

本令施行ノ際現ニ九州帝國大學分科大學ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝國大學ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ九州帝國大學ノ分科大學長又ハ醫科大學附屬醫院長ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝國大學ノ學部長又ハ醫學部附屬醫院長ニ補セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ九州帝國大學ノ醫科大學附屬醫院ノ藥局長若ハ藥劑手又ハ醫科大學看護長ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝國大學醫學部附屬醫院ノ藥局長、藥劑手又ハ看護長ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ九州帝國大學分科大學助教ニシテ休職ノ者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ儘九州帝國大學助教ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

同日勅令第五十七號を以て左の如く北海道帝國大學官制中に改正が行はれた。

北海道帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條 北海道帝國大學ニ左ノ職員ヲ置ク

總長

教授

助教授

事務官

學生監

助手

書記

第二條中「帝國大學令ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

第二條ノ二 教授ハ專任二十七人奏任又ハ勅任トス各學部ニ分屬シテ其ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ學部長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメサルコトヲ得

第二條ノ三 助教授ハ專任十五人奏任トス各學部ニ分屬シ教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

講座ヲ擔任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ分擔スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條ノ二 助手ハ專任三十三人判任トス各學部ニ分屬シ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ關スル職務ニ服ス

第五條中「書記ハ判任トス」ヲ「書記ハ專任十六人判任トス」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第六條 各學部ニ學部長一人ヲ置キ其ノ學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學部長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ學部ノ事ヲ掌ル

第七條 農學部ニ附屬植物園、附屬農場及附屬演習林ヲ置ク

植物園ニ植物園長、農場ニ農場長、演習林ニ演習林長ヲ置キ農學部ニ屬スル教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第八條乃至第十條及第十二條ヲ削リ第十一條ヲ第八條トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ北海道帝國大學分科大學ノ教授又ハ助教ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各北海道帝國大學ノ教授又ハ助教ニ同官等並現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ナキトキハ從前ノ本俸及加俸ノ額ニ相當スル本俸ヲ受クルモノトス本令施行ノ際現ニ北海道帝國大學分科大學ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各北海道帝國大學ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ北海道帝國大學ノ分科大學長、農科大學附屬植物園長、農科大學附屬農場長又ハ農科大學附屬演習林長ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各北海道帝國大學ノ學部長、農學部附屬植物園長、農學部附屬農場長又ハ農學部附屬演習林長ニ補セラレタルモノトス

同日勅令第七十三號を以て左の如く高等官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「臺灣總督府臺北醫院醫長」ノ次ニ「臺灣總督府高等商業學校長」ヲ加ヘ「臺灣總督府醫學學校長」ヲ「臺灣總督府醫學專門學校長」ニ改ム

第九條中「帝國大學各分科大學教授」ヲ「帝國大學教授」ニ改ム

第十五條中「臺灣總督府醫學學校教授」ヲ削ル

第十七條中「京都帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長」ヲ「京都帝國大學醫學部附屬醫院藥局長」ニ、「九州帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長」ヲ「九州帝國大學醫學部附屬醫院藥局長」ニ、「東北帝國大學醫學部附屬醫院藥局長」ニ改ム

第十九條中「臺灣總督府醫學學校助教」ヲ「臺灣總督府醫學專門學校助教」ニ改ム

第二十二條中「臺灣總督府通信技師」ノ次ニ「臺灣總督府高等商業學校教授」及「臺灣總督府醫學專門學校教授」ヲ加ヘ「文部省直轄諸學校教授」、「東北帝國大學附屬工學專門部教授」及「北海道帝國大學附屬大學豫科、土木專門部、水産專門部、水産專門部教授」ヲ削ル

第二十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

文部省直轄諸學校教授、東北帝國大學附屬工學專門部教授又ハ北海道帝國大學附屬大學豫科、土木專門部、水産專門部教授ニシテ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ功績アル者ニハ五百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

別表第一表文部省ノ部中「帝國大學各分科大學教授」ヲ「帝國大學教授」ニ、「帝國大學各分科大學助教」ヲ「帝國大學助教」ニ改ム

別表第一表臺灣總督府ノ部中

校醫	長學	同 上	同 上						
----	----	-----	-----	--	--	--	--	--	--





文部省直轄諸學校教授	
東北帝國大學附屬工業專門部教授	三,〇〇〇
北海道帝國大學附屬大學豫科、土木專門部、水産專門部教授	二,七〇〇
	二,七〇〇
	二,七〇〇
	二,七〇〇
	二,〇〇〇
	一,七〇〇
	一,七〇〇
	一,七〇〇
	一,七〇〇
	一,七〇〇
	一,七〇〇
	一,〇〇〇
	一,〇〇〇
	六〇〇
	七〇〇

別表第五表中

臺灣總督府醫學學校長

ヲ

臺灣總督府高等商業學校長
臺灣總督府醫學專門學校長
臺灣總督府商業專門學校長

ニ

臺灣公立中學校長

ヲ

臺灣總督府師範學校長
臺灣公立高等普通學校長
臺灣公立女子高等普通學校長
臺灣公立實業學校長
臺灣總督府商業專門學校教授

ニ

臺灣公立中學校教諭

ヲ

臺灣總督府師範學校教授
臺灣公立高等普通學校教諭
臺灣公立女子高等普通學校教諭
臺灣公立實業學校教諭

ニ

臺灣總督府工業講習所技師

ヲ

臺灣公立高等女學校教諭

ニ改メ

臺灣總督府國語學校長

及

臺灣總督府國語學校教授

ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學分科大學教授ノ高等官一等ノ在官年數ハ高等官等俸給令第九條第二項ノ規定ノ適用ニ付帝國大學教授ノ高等官一等ノ在官年數ニ之ヲ通算ス

京都帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長ノ一級俸ノ在職年數ハ高等官等俸給令第二十三條第一項ノ規定ノ適用ニ付京都帝國大學醫學部附屬醫院藥局長ノ一級俸ノ在職年數ニ之ヲ通算ス

右の改正に於て注意すべきは帝國大學教授及助教授の本俸が増額せられたことである。從來教授の本俸は最低千圓最高二千五百圓であり、助教授の本俸は最低四百圓最高二千二百圓であつたが、今回は教授本俸が最低千圓最高三千圓、助教授本俸が最低五百圓最高二千圓となつた。而して本俸豫算平均額も亦増加せられて教授に就ては從來の千五百六十圓から二千圓となり、助教授に就ては從來の六百四十圓(明治四十三年度は六百五十圓であつたが明治四十四年度以降は六百四十圓となつた)から九百圓となつたのであつた。

同日又勅令第七十四號を以て左の如く帝國大學高等官等俸給令中に改正が行はれた。

帝國大學高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第二條中「帝國大學各分科大學教授助教授」ヲ「帝國大學教授助教授」ニ改ム

第三條中「分科大學長」ヲ「學部長」ニ改ム

第七條ノ三 教授又ハ助教授ノ職務俸ハ通シテ年額千五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

世界大戦後の物價騰貴の爲、大正七年四月勅令第八十九號を以て判任官及其待遇を受くる者に對する臨時手當給與の件が定められ、後大正七年九月勅令第三百三十九號を以て奏任官及其待遇を受くる者に對しても亦同様の恩典を及ぼされたが、大正八年四月十日勅令第九十三號を以て左の如く勅奏判任官を間はす廣く官吏及官吏の待遇を受くる者に對して臨時手當を給與し得ることに改められた。

大正七年勅令第八十九號中左ノ通改正ス

「奏任官及判任官並其ノ待遇ヲ受クル者」ヲ「官吏及官吏ノ待遇ヲ受クル者」ニ改ム

附則

本令ハ大正八年四月分ヨリ之ヲ適用ス

大正八年四月十五日勅令第一百十二號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「第八高等學校」ノ次ニ左ノ如ク加フ

新潟高等學校

松本高等學校

山口高等學校  
松山高等學校

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は寺内内閣の時に豫算に計上せられた四高等學校増設の計畫が進行して愈々開校することとなつたが爲である。

同日又勅令第一百三號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

第八高等學校ノ項ノ次ニ左ノ四項ヲ加フ

新潟高等學校	一人	十六人								三人
松本高等學校	一人	十六人								三人
山口高等學校	一人	十六人								三人
松山高等學校	一人	十六人								三人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年五月二十二日勅令第二百二十九號を以て左の如く東北帝國大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「四十人」ヲ「五十人」ニ改ム

第二條ノ三中「二十九人」ヲ「四十二人」ニ改ム

第四條ノ二中「六十五人」ヲ「八十八人」ニ改ム

第五條中「二十人」ヲ「二十二人」ニ改ム

第十條中「一人」ヲ「三人」ニ改ム

第十條ノ二 東北帝國大學ニ附屬鐵鋼研究所ヲ置ク

鐵鋼研究所ニ鐵鋼研究所長ヲ置キ理學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

鐵鋼研究所長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ鐵鋼研究所ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教授の定員、第四條の二は助手の定員、第五條は書記の定員、第十條は看護婦長の定員である。此等定員の増加は主として醫科大學學年進行の爲である。

第十條の二に依り新に附屬鐵鋼研究所が置かるることとなつたが、これは理學部に屬する教授本多光太郎が鋼に關して獨創的研究を爲しつつあつたので、之を中心として研究所を設けることとしたのであつた。

同日又勅令第二百三十一號を以て左の如く帝國大學高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

帝國大學高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第三條中「航空研究所長」ノ下ニ「鐵鋼研究所長」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年七月二日勅令第三百二十號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條中「京都帝國大學基本財産林ノ業務ニ從事セシムル爲」ヲ削ル

第二條ノ二中「百八人」ヲ「百十五人」ニ改ム

第三條中「五十一人」ヲ「五十七人」ニ改ム

第四條ノ三中「九十一人」ヲ「九十九人」ニ改ム

第五條中「二十四人」ヲ「二十六人」ニ改ム

第五條ノ三中「三人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第三條は助教授の定員、第四條の三は助手の定員、第五條は書記の定員、第五條の三は技手の定員である。

大正八年七月十五日勅令第三百四十二號を以て左の如く九州帝國大學官制中に改正が行はれた。  
九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「五十四人」ヲ「五十六人」ニ改ム

第二條ノ三中「二十七人」ヲ「二十九人」ニ改ム

第四條ノ二中「七十三人」ヲ「七十七人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教授の定員、第四條の二は助手の定員である。

大正八年八月二十一日勅令第四百九號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ二中「百七十五人」ヲ「百八十一人」ニ改ム

第二條ノ三中「八十六人」ヲ「九十四人」ニ改ム

第四條ノ三中「百九十人」ヲ「二百四人」ニ改ム

第五條中「五十八人」ヲ「五十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の二は教授の定員、第二條の三は助教授の定員、第四條の三は助手の定員、第五條は書記の定員である。

同日又勅令第四百十號を以て左の如く傳染病研究所官制中に改正が行はれた。

傳染病研究所官制中左ノ通改正ス

第四條中「七人」ヲ「十人」ニ、「十六人」ヲ「二十五人」ニ改メ「書記專任五人判任」ノ次ニ左ノ如ク加フ

看護婦長 專任一人 判任

第九條 看護婦長ハ上官ノ命ヲ承ケテ看護ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中七人は技師の定員、十六人は技手の定員である。

大正八年九月三日勅令第四百十六號を以て左の如く北海道帝國大學官制中に改正が行はれた。

北海道帝國大學官制中左ノ通改正ス

第二條ノ三中「十五人」ヲ「十八人」ニ改ム

第四條ノ二中「三十三人」ヲ「三十七人」ニ改ム

第五條中「十六人」ヲ「二十三人」ニ改ム

第八條中「二十八人」ヲ「三十一人」ニ改ム

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條の三は助教教授の定員、第四條の二は助手の定員、第五條は書記の定員、第八條は附屬大學豫科、土木専門部、水産専門部を通じたる教授の定員である。

大正八年十二月六日勅令第四百八十六號を左て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「桐生高等染織學校」ヲ「桐生高等工業學校」ニ改ム

附 則

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は校名の改正である。

同日又勅令第四百八十七號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ部教授ノ欄「五十一人」ヲ「五十四人」ニ、助教教授ノ欄「十二人」ヲ「十三人」ニ、助手ノ欄「二人」ヲ

「三人」ニ、廣島高等師範學校ノ部教授ノ欄「三十九人」ヲ「四十二人」ニ、教諭ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、盛岡高等

農林學校ノ部教授ノ欄「十九人」ヲ「二十人」ニ、助教教授ノ欄「十二人」ヲ「十三人」ニ、上田蠶絲專門學校ノ部教授ノ欄

「十四人」ヲ「十六人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、東京高等蠶絲學校ノ部教授ノ欄「十一人」ヲ「十三人」ニ、助教

教授ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、東京高等商業學校ノ部教授ノ欄「四十二人」ヲ「四十五人」ニ、神戸高等商業學校ノ部

教授ノ欄「二十八人」ヲ「三十一人」ニ、書記ノ欄「六人」ヲ「七人」ニ、長崎高等商業學校ノ部教授ノ欄「十九人」ヲ「二

十一人」ニ、山口高等商業學校ノ部教授ノ欄「十九人」ヲ「二十一人」ニ、小樽高等商業學校ノ部教授ノ欄「十七人」ヲ

「二十人」ニ、名古屋高等工業學校ノ部教授ノ欄「二十人」ヲ「二十二」ニ、熊本高等工業學校ノ部教授ノ欄「十八人」

ヲ「二十人」ニ、助教教授ノ欄「九人」ヲ「十一人」ニ、秋田礦山專門學校ノ部教授ノ欄「十四人」ヲ「十五人」ニ、東京外國

語學校ノ部教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十九人」ニ、東京盲學校ノ部教諭ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ、東京聾啞學校ノ部教

諭ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官立學校等職員の服務、分限、懲戒等に關しては此期に於て別に變つたことはなかつた。

次に恩給等に關しては、

明治四十一年四月十四日法律第五十四號を以て左の如く官吏恩給法中に改正が行はれた。

官吏恩給法中左ノ通改正ス

第十三條中「及東京市京都市大阪市北海道ノ區長」ヲ「東京市京都市大阪市北海道ノ區長沖繩縣區制ニ依ル區長及

居留民團ノ民長助役會計役」ニ改ム

第十三條には法令を以て設立したる議會の議員市長町村長其他同條に列擧せる公職に従事せんが爲に退官する場合は恩給を受ける資格を失はざることを規定して居るのであるが、今回居留民團の民長其他に従事せんが爲に退官する場合は追加したのである。

明治四十三年四月三十日法律第六十號を以て左の如く官吏恩給法中に改正が行はれた。

官吏恩給法中左ノ通改正ス

第十六條中「三箇年内」ヲ「七箇年内」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條には「恩給ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後三箇年内ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス」とあるが、今回三箇年内を七箇年内と改めたのである。

明治四十四年三月四日法律第三號を以て左の如く官吏恩給法中に改正が行はれた。

官吏恩給法中左ノ通改正ス

第九條第三號中「郡區判任官」ノ下ニ「及臺灣總督府地方廳稅務吏」ヲ加フ

第十四條中「郡區判任官」ノ下ニ「及臺灣總督府地方廳稅務吏」ヲ加フ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第九條には政府より俸給を受けざる官職に在る月數は、恩給の計算に於ては之を在官月數より除算するを原則とするに拘らず、地方稅支辨の官吏たる郡區判任官の在官月數は之を除算せざることを規定して居るのであるが、今回郡區判任官と同様の關係に在る臺灣總督府地方廳稅務官吏の在官月數をも除算せざることとしたのである。

又第十四條には政府より俸給を受けざる官吏は恩給を受くるの權利なきを原則とするに拘らず、地方稅支辨の官吏たる郡區判任官は恩給を受け得ることを規定して居るのであるが、今回臺灣總督府地方廳稅務官吏をも同様に取扱ふこととしたのである。

同日法律第四號を以て左の如く官吏遺族扶助法中に改正が行はれた。

官吏遺族扶助法中左ノ通改正ス

第三條第二項中「郡判任官」ノ下ニ「及臺灣總督府地方廳稅務吏」ヲ加フ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

政府より俸給を受けざる官吏は恩給を受くるの權利なく、従て其遺族は官吏遺族扶助料を受くるを得ざるが故に官吏遺族扶助法第三條には右の官吏は國庫納金を爲すを要せずとせるに拘らず、地方稅支辨の官吏たる郡區判任官は恩給を受くるの權利を有し、其遺族は扶助料を受くることを得るを以て同條に於ては郡區判任官に對して納金の義務を負はし

めて居るのであるが、今回は郡區判任官と同様の關係に在る臺灣總督府地方廳稅務官吏に對しても此義務を負はしむることとしたのである。

同日又法律第五號を以て左の如く官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中に改正が行はれた。

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中左ノ通改正ス

第五條中「郡判任官」ノ下ニ「及臺灣總督府地方廳稅務吏」ヲ加フ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條は恩給を受くる者が郡區判任官に任用せられたるときは其間恩給を停止することを規定して居るのであるが、今回臺灣總督府地方廳稅務官吏に關しても同一の取扱を爲すこととしたのである。

第二目 公立學校等職員

明治三十九年十月九日勅令第二百七十四號を以て左の如く圖書館令中に改正が行はれた。

圖書館令中左ノ通改正ス

第六條 公立圖書館ニ館長、司書及書記ヲ置クコトヲ得

館長及司書ハ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケ書記ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク

第六條ノ二 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 高等文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二 學位ヲ有シ又ハ官立學校ヲ卒業シ學士ノ稱號ヲ有スル者ニシテ一年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シタル者

三 三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シ月額四十圓以上ノ俸給ヲ受クル判任文官以上又ハ判任文官待遇

以上ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

第六條ノ三 判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長、司書及書記ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 判任文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二 三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シタル者

第六條ノ四 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ノ任免奏薦及宣行ハ高等官官等俸給令第四條及第五條ノ例

ニ依リ之ヲ行ヒ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長、司書及書記ノ任免ハ地方長官之ヲ行フ

第六條ノ五 館長又ハ司書ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ノ官等配當ハ明治二十五年勅令第三十九號中奏

任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル中學校教諭ノ例ニ依リ館長、司書又ハ書記ニシテ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者

ノ等級配當ハ同令中中學校助教諭ノ例ニ依ル

明治三十九年十一月一日勅令第二百八十二號を以て左の如く公立圖書館職員の俸給に關する件が定められた。

公立圖書館職員ノ俸給ニ關シテハ公立學校職員俸給令ヲ準用ス但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ノ年俸ハ同令第二號表中教諭ノ例ニ依リ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ノ月俸ハ同令第三號表中中學校教諭ノ例、書記ノ月俸ハ同表中中學校書記ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際別ニ辭令ヲ受ケサル者ハ現ニ受クル俸給額ニ相當スル等級俸ヲ受ク

現ニ公立學校職員俸給令ニ規定スル俸給額ニ相當セサル俸給ヲ受クル者ハ當分ノ内現在ノ儘支給スルコトヲ得但シ其ノ者ノ取扱ニ關シテハ其ノ俸給ニ最モ近キ上級ノ俸給ヲ受クルモノト看做ス

明治四十年六月二十八日勅令第二百四十九號を以て左の如く府縣立師範學校長任命及俸給令中に改正が行はれた。

府縣立師範學校長任命及俸給令中左ノ通改正ス

「任命及」ヲ「官等」ニ改ム

第一條中「奏任トス」ヲ「奏任トシ其ノ官等ハ高等官五等以下八等以上トス但シ特ニ功勞アリ五年以上高等官五等ニ在ル者ハ之ヲ高等官四等ニ陞叙スルコトヲ得」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年十二月十日勅令第三百三十二號を以て左の如く師範學校官制中に改正が行はれた。

師範學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「訓導」ノ次ニ「保母但シ附屬幼稚園ヲ置キタル場合ニ限ル」ヲ加フ

第二條及第九條中「訓導」ノ下ニ「保母」ヲ加フ

第七條ノ二 保母ハ附屬幼稚園幼兒ノ保育ヲ掌ル

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

附屬幼稚園ヲ置キタル場合ニ於テハ附屬小學校主事ヲシテ兼ネテ其ノ園務ヲ管掌セシム

同日勅令第三百三十三號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第三號表中師範學校ノ部

助教諭  
訓導

ヲ

助教諭  
訓導  
保母

ニ改メ欄外ニ左ノ一項ヲ加フ

保母ノ俸給ハ最下級以下十圓迄ヲ給スルコトヲ得

同日勅令第三百三十四號を以て左の如く明治二十五年勅令第三十九號中に改正が行はれた。

明治二十五年勅令第三十九號中左ノ通改正ス

別表判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員等級配當表中師範學校ノ部「訓導」ヲ「訓導  
保母」ニ改メ小學校ノ次ニ左ノ如ク加フ



幼稚園		園長		保母	
月俸	四十圓以上	月俸	四十圓以上	月俸	四十圓以上
本務	五十圓以上	本務	五十圓未滿	本務	四十圓未滿
月俸	三十圓以上	月俸	三十圓未滿	月俸	三十圓未滿
本務	四十圓未滿	本務	三十圓未滿	本務	二十圓未滿
月俸	二十圓未滿	月俸	二十圓未滿	月俸	二十圓未滿

同日又勅令第三百三十五號を以て左の如く「市町村立幼稚園長及保母ノ待遇ニ關スル件」が定められた。  
 小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル市町村立幼稚園長及保母ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク

明治四十三年三月勅令第三百三十四號を以て高等官官等俸給令が改正せられた。これは第二次桂内閣の時に行はれた一般官吏増俸に關するものである。

從來府縣立師範學校長の官等は高等官官等俸給令中に規定せられたに拘らず、其俸給は前に述べた如く別に明治二十四年勅令第七十二號府縣立師範學校長任命及俸給令に於て規定せられて居たのであるが、今回は高等官官等俸給令中に規定せらるることとなり、師範學校長任命及俸給令は新高等官官等俸給令の附則に依り廢止せられた。而して舊令と新令とに依る府縣立師範學校長俸給の比較は次の如くである。(明治四十三年勅令第三百三十四號の正文に關しては官立學校等職員の場所参照)

官 名	官 等 俸 給		官 俸 給	
	從 前	改 正	從 前	改 正
府縣立師範學校長	至自 五八 等	至自 五八 等	至自 一七級 一、八〇〇圓	至自 一七級 一、二〇〇圓

府縣立師範學校長	至自 五八 等	至自 五八 等	至自 一七級 一、八〇〇圓	至自 一七級 一、二〇〇圓
----------	---------	---------	---------------	---------------

明治四十三年六月十八日勅令第二百七十號を以て左の如く明治二十五年勅令第三十九號中に改正が行はれた。

明治二十五年勅令第三十九號中左ノ通改正ス

別表判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員等級配當表中四等ノ欄ヲ左ノ如ク改メ五等ノ欄ヲ削ル

月 俸	月 俸	月 俸	月 俸	月 俸	月 俸
三十圓未滿	三十圓未滿	三十圓未滿	三十圓未滿	三十圓未滿	三十圓未滿
三十圓未滿	三十圓未滿	三十圓未滿	三十圓未滿	三十圓未滿	三十圓未滿

月 俸	三十圓未滿
月 本 俸 務	三十圓未滿
月 俸	三十圓未滿

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官立學校職員は前に述べた如く第二次桂内閣の時に行はれた一般官吏増俸の結果（學校等職員關係の款參照）明治四十三年度より其俸給を増加せられ、俸給規定も亦改正せられたが、公立學校職員に關しては別に俸給令の改正を見なかつた。これは公立學校職員が増俸の恩典に洩れたといふ意味ではなく、實際公立學校職員は學校を設立維持する地方團體の財政上の關係より俸給令の最高限と實際の俸給支給額との間には相當の開きがあるので、増俸の目的を達するには必ずしも俸給令の改正を要せず現行俸給令の範圍内に於て各人の俸給額を増加する餘地があつたが爲である。此の如くにして公立學校職員も亦實際昇級の方法に依て増俸の恩典に浴したのであつた。唯市町村立小學校教員に關しては右の關係が多少異なるので、明治四十四年四月一日文部省令第十五號を以てする小學校令施行規則中の改正に依り俸給規定が改められたことは、前に初等普通教育の款に於て述べた通である。

明治四十四年十月三十日勅令第二百七十三號を以て左の如く市町村立小學校長及教員名稱及待遇に關する件中改正が行はれた。

市町村立小學校長及教員名稱及待遇中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ小學校長ニシテ現ニ本務月俸五十圓以上ヲ受ケ二十年以上小學校正教員ノ職ニ在リ功勞著シキ者ハ道府縣各三人ヲ限リ特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ト爲スコトヲ得

從來市町村立小學校の校長教員は判任文官と同一の待遇を受くるに止まつて居たのであるが、今回小學校教育に従事する者を優遇する趣旨を以て校長に對し奏任文官と同一の待遇を受くるの途を開かれたのであつて、此改正は實に劃期的のものである。

大正三年十月五日勅令第二百五號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第十條中「海軍軍人俸給令」ヲ「海軍給與令」ニ改ム

第十五條 休職者ニハ其ノ休職中俸給三分ノ一ヲ給ス但シ教員養成ヲ目的トスル官立府縣立ノ學校ニ入學スル場合

ニ於テ休職ヲ命セラレタル者ニ付テハ之ヲ給セス又ハ三分ノ一以下ヲ給スルコトヲ得

第十七條中「第十三條乃至第十八條」ヲ「第三十一條乃至第三十六條ノ規定」ニ「第五條及第六條」ヲ「第十三條及第十四條ノ規定」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際休職中ノ者ノ俸給ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

從來公立學校（小學校及小學校令中に規定せる盲啞學校等の學校を除く）の全體に通ずる職員制の設なく唯師範學校官制があるのみであつたが、大正六年一月二十九日勅令第五號を以て一般的の公立學校職員制が制定せらるに至つた。其全文は左の通である。

公立學校職員制

第一條 公立ノ專門學校及實業專門學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長

教授

助教授

書記

前項職員ノ外寄宿舎ノ設アル學校ニ舍監ヲ置ク

第二條 師範學校、公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長

教諭

助教諭

書記

前項職員ノ外寄宿舎ノ設アル學校ニ舍監、師範學校ニ訓導、附屬幼稚園ヲ置キタル師範學校ニ保母ヲ置ク

第三條 專門學校及實業專門學校ノ學校長ハ奏任官ノ待遇トス

專門學校及實業專門學校ノ學校長ニシテ高等官三等ノ待遇ヲ受ケ在職七年以上ニ至リ功績顯著ナル者ハ二人ヲ限リ特ニ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

學校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條 師範學校長ハ奏任トス中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス

學校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

師範學校長ハ兼テ其ノ道府縣内ニ於ケル小學教育ニ屬スル學事ヲ視察ス

第五條 專門學校及實業專門學校ノ教授ハ奏任官ノ待遇、助教授ハ判任官ノ待遇トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第六條 師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ教諭ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇、助教諭ハ判任官ノ待遇トス生徒ノ教育ヲ掌ル

地方長官ハ師範學校教諭ノ中ヨリ附屬小學校主事ヲ命シ校務ヲ掌ラシム

師範學校ニ附屬幼稚園ヲ置キタル場合ニ於テハ附屬小學校主事ヲシテ兼テ園務ヲ掌ラシム

第七條 師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ當該學校ニ於ケル學級數八學級以下ノ師範學校、中學校及高等女學校又ハ六學級以下ノ實業學校ニ在リテハ三人以内トシ以上三學級ヲ増ス毎一人ヲ加フルコトヲ得

學校長ヨリ兼任スル教諭ハ前項定員ノ外トス

第八條 專門學校、實業專門學校、師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ舍監ハ教授若ハ助教授又ハ教諭若

ハ助教諭ノ中ヨリ之ニ兼任ス但シ特別ノ事情アルトキハ專任ノ舍監ヲ置クコトヲ得

第六條 大正八年世界大戰直後に至るまで

五三九

專任舎監ハ判任官ノ待遇トス

舎監ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ寄宿舎ノ事ヲ掌ル

第九條 師範學校ノ訓導ハ判任官ノ待遇トス 附屬小學校兒童ノ教育ヲ掌リ兼テ師範學校生徒ノ實地授業ヲ監督ス

第十條 師範學校ノ保姆ハ判任官ノ待遇トス 附屬幼稚園幼兒ノ保育ヲ掌ル

第十一條 專門學校、實業專門學校、師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ書記ハ判任官ノ待遇トス 學校長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十二條 本令ニ於テ實業學校ト稱スルハ實業專門學校及實業補習學校以外ノ實業學校ヲ謂フ

附 則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十四年勅令第二百四十四號及師範學校官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ公立ノ專門學校及實業專門學校ノ教諭又ハ助教諭ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各當該學校ノ教授又ハ助教諭ニ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際公立ノ專門學校及實業專門學校ノ教諭又ハ助教諭ニシテ休職中ノ者ニ關シテハ其ノ休職期間中仍其ノ職ヲ存置シ従前ノ例ニ依ル

新規程に依リ專門學校及實業專門學校の校長を特に勅任官の待遇と爲し得る途が開かれたのであつた。

同日勅令第六號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第二十八條第四項ヲ左ノ如ク改ム

島司又ハ郡長ニシテ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リタル者ハ特ニ千八百圓ヲ給スルコトヲ得其ノ五年以上高等

官五等ニ在リ功績アル者ハ特ニ高等官四等ニ陞叙スルコトヲ得

師範學校長ニシテ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リタル者ハ特ニ二千五百圓ヲ給スルコトヲ得其ノ七年以上高等

官四等ニ在リ功績アル者ハ道府縣各一人ヲ限リ特ニ高等官三等ニ陞叙スルコトヲ得

別表第一表北海道廳ノ部中警視ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

師範學校長	同	上	同	上	同	上
-------	---	---	---	---	---	---

別表第一表府縣ノ部中府縣立師範學校長ノ項ヲ左ノ如ク改ム

師範學校長	同	上	同	上	同	上
-------	---	---	---	---	---	---

別表第五表中「府縣立師範學校長」ヲ「師範學校長」ニ改ム

附 則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來師範學校長の官等は五等止まりであつたのが、今回右の如く四等止まりに改められ、又三等となし得る特例が設けられ、又俸給に關しても優遇の途が開かれたのであつた。

同日勅令第七號を以て左の如く公立學校職員待遇官等級令が定められた。

公立學校職員待遇官等級令

- 第一條 公立學校職員ニシテ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ官等ハ別表第一表ニ依ル
- 第二條 公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ學校長ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職七年以上ニ至リ功績アル者ハ中學校、高等女學校及實業學校ヲ通シ道府縣各三人ヲ限り特ニ高等官三等ノ待遇ト爲スコトヲ得
- 第三條 高等官官等俸給令第二條、第三條第二項及第五條第一項ノ規定ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ノ任免及叙等ニ之ヲ準用ス
- 公立學校ノ學校長ニシテ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ叙等ニハ前項ノ外高等官官等俸給令第四條ノ規定ヲ準用ス

第四條 公立學校職員ニシテ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ等級ハ別表第二表ニ依ル

職員制上他ノ職ニ在ル者ヲ以テ兼ネシムル職ノ等級ハ本職ノ等級ニ依ル

第五條 公立學校職員ニシテ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ進退ハ地方長官之ヲ專行ス

第六條 公立學校職員ニシテ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ席次ハ同官等又ハ同等級内ニ於テハ文武官吏ノ次席トス

第七條 公式令第十四條第三項、第四項及第十五條第三項、第四項ノ規定ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ノ官記及免官ノ辭令書ニ之ヲ準用ス

第八條 本令ニ於テ實業學校ト稱スルハ實業專門學校及實業補習學校以外ノ實業學校ヲ謂フ

附 則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十五年勅令第三十九號及明治二十六年勅令第二十二號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際ニ奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セラレサル者ハ現ニ配當セラレタル官等級ノ待遇ヲ受クルモノトス

第一表

高等官	高等官	高等官	高等官	高等官	高等官	高等官	高等官
三	四	五	六	七	八	九	十
學 校 長	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
教 授	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
專 門 學 校 實 業 專 門 學 校	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
師 範 學 校	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
中 學 校	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
高 等 女 學 校	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
實 業 學 校	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

第二表

判任官	判任官	判任官	判任官
一	二	三	四
月 俸 五 十 圓 以 上	月 俸 五 十 四 圓 以 上	月 俸 三 十 四 圓 以 上	月 俸 三 十 圓 未 滿

同日勅令第八號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第一條中「奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇」ヲ「勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇」ニ改ム

第二條中「奏任文官ト同一ノ待遇」ヲ「勅任官又ハ奏任官ノ待遇」ニ改ム

第三條中「奏任文官ト同一ノ待遇」ヲ「奏任官ノ待遇」ニ改ム

第四條中「判任文官ト同一ノ待遇」ヲ「判任官ノ待遇」ニ改ム

第十一條及第十七條中「奏任文官ト同一ノ待遇」ヲ「奏任官ノ待遇」ニ、「判任文官ト同一ノ待遇」ヲ「判任官ノ待遇」ニ改ム

第一號表中「教諭」ヲ「教授」ニ改メ舍監ノ項ヲ削ル

第三號表中專門學校、實業專門學校ノ部中

助教諭

ヲ

助教授

ニ、

師範學校ノ部中

助教諭

ヲ

助教諭

ニ改

附 則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

公立學校職員制附則第三項ノ規定ニ依リ任セラレタル者本令施行ノ際別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ現ニ受クル級俸俸給額ヲ受クルモノトス

同日勅令第九號を以て左の如く市町村立小學校長及教員名稱及待遇の件中に改正が行はれた。

市町村立小學校長及教員名稱及待遇中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

特別ノ事情アル道府縣ニ在リテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ特ニ前項ノ員數ヲ十人迄増スコトヲ得

附 則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は奏任官の待遇を受くる者の員數増加に關するものである。

同日又勅令第十號を以て左の如く公立實業補習學校の校長にして奏任官の待遇を受くる者に關する件が定められた。

文部大臣ノ指定シタル公立實業補習學校ノ學校長ニシテ一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有シ五年以上

其ノ職ニ在リ現ニ月俸五十圓以上ヲ受クル者ハ特ニ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

附 則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年二月一日左記文部省告示第九號が發せられた。

大正六年勅令第九號ニ依リ特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル市町村立小學校長ノ員數ヲ増スコトヲ得ル道府縣及員數左ノ如シ

十人マテ増スコトヲ得ル道府縣

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



第三號表中師範學校ノ部助教諭、舍監、訓導及保姆ノ項ヲ左ノ如ク改ム

調 導	七圓	六五圓	空圓	三五圓	五圓	四圓	四圓	三五圓	三圓	三圓	七圓	七圓
助 教 諭	五圓	四圓	四圓	三五圓	三圓	三圓	三圓	七圓	七圓			
舍 監	五圓	四圓	四圓	三五圓	三圓	三圓	三圓	七圓	七圓			
保 姆												

同表中實業學校ノ部助教諭、訓導及舍監ノ項ヲ左ノ如ク改ム

調 導	七圓	六五圓	空圓	三五圓	五圓	四圓	四圓	三五圓	三圓	三圓	七圓	七圓
助 教 諭	五圓	四圓	四圓	三五圓	三圓	三圓	三圓	七圓	七圓			
舍 監	五圓	四圓	四圓	三五圓	三圓	三圓	三圓	七圓	七圓			

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行ノ際現ニ師範學校又ハ實業學校ノ訓導ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ヲ受クルモノトス但シ現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ナキトキハ從前ノ俸給ヲ受クルモノトス  
 本令施行ノ際現ニ師範學校又ハ實業學校ノ訓導ニシテ公立學校職員俸給令第六條ノ加俸ヲ受クル者ニ付テハ現ニ受クル俸給ト加俸トノ合算額ヲ以テ前項ノ俸給額ト看做シ前項ノ規定ヲ準用ス

大正八年八月十四日勅令第三百七十六號を以て左の如く公立學校職員制中に改正が行はれた。

公立學校職員制中左ノ通改正ス

第一條 公立大學ニ左ノ職員ヲ置ク

大學總長又ハ大學長

教授

助教授

幹事

學生監

助手

書記

大學總長ハ數個ノ學部ヲ有スル大學ニ、大學長ハ一個ノ學部ヲ有スル大學ニ置ク

第一項職員ノ外大學豫科ニ教授及助教授ヲ置ク

第一條ノ二 公立ノ專門學校、實業專門學校及高等學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長

教授

助教授

書記

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



前項職員ノ外寄宿舎ノ設アル學校ニ舎監、高等學校ノ尋常科及豫科ニ教諭及助教諭ヲ置ク  
第二條ノ二 大學總長及大學長ハ勅任官ノ待遇トス

大學總長及大學長ハ文部大臣ノ監督ヲ承ケ大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

第三條 專門學校、實業專門學校及高等學校ノ學校長ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇トス

學校長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條ノ二 大學ノ教授ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

大學ノ助教授ハ奏任官ノ待遇トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

大學ノ幹事ハ奏任官ノ待遇トス大學總長又ハ大學長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

大學ノ學生監ハ奏任官ノ待遇トス大學總長又ハ大學長ノ命ヲ承ケ學生及生徒ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第四條ノ三 數個ノ學部ヲ置ク大學ニ於テハ各學部ニ學部長一人ヲ置キ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學部長ハ大學總長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ學部ノ事ヲ掌ル

第五條 專門學校、實業專門學校、高等學校及大學豫科ノ教授ハ奏任官ノ待遇、助教授ハ勅任官ノ待遇トシ生徒ノ

教育ヲ掌ル

大學豫科ニ主事ヲ置キ大學豫科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大學總長又ハ大學長ノ命ヲ承ケ大學豫科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第六條中「師範學校、」ヲ「高等學校尋常科、高等學校豫科、師範學校、」ニ改ム

第八條中「實業專門學校」ヲ「實業專門學校、高等學校」ニ改ム

第八條ノ二 大學ノ助手ハ勅任官ノ待遇トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ關スル職務ニ服ス

第十一條中「專門學校、實業專門學校」ヲ「大學、專門學校、實業專門學校、高等學校」ニ、「學校長」ヲ「上司」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は寺内内閣の時に於て行はれた學制改革の結果、公立の大學及高等學校が認めらるることとなつたが爲に規程の改正を必要とするに至つたのである。

同日勅令第三百七十七號を以て左の如く公立學校職員待遇官等等級令中に改正が行はれた。

公立學校職員待遇官等等級令中左ノ通改正ス

第三條中「公立學校ノ學校長ニシテ奏任官ノ待遇ヲ受クル者」ヲ「公立大學ノ幹事及學生監」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

高等官三等ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ハ在職二年ヲ超ユルニ非サレハ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ス

前三項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等文官ノ在職年數ハ之ヲ同官等待遇ヲ受クル公立學校職員ノ在職年數ト看做ス

別表第一表ヲ左ノ如ク改ム

第一表

勅任官	高等官	高等官	高等官	高等官	高等官	高等官
待遇	三等待遇	四等待遇	五等待遇	六等待遇	七等待遇	八等待遇



大學總長	一級	五,500	二級	五,000	三級	四,500	四級	四,000	五級	三,500	六級	三,000	七級	二,500	八級	二,000	九級	一,500	十級	一,000	十一級	一,000
大學學長		四,500		四,000		三,500																
教授		三,000		二,700		二,500		二,300		二,100		二,000		1,800		1,600		1,400		1,200		1,000
助教授		二,000		1,700		1,500		1,300		1,100		1,000		900		800		700		600		500
幹事		二,500		二,100		二,000		1,700		1,500		1,300		1,100		1,000		900		800		700
生監事		二,500		二,100		二,000		1,700		1,500		1,300		1,100		1,000		900		800		700

(第二表)

助記手	一級	五,000	二級	四,500	三級	四,000	四級	三,500	五級	三,000	六級	二,500	七級	二,000	八級	1,500	九級	1,000	十級	800	十一級	600	十二級	400	十三級	250	十四級	200
-----	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

同日又勅令第三百七十九號を以て左の如く公立學校職員俸給令中に改正が行はれた。

公立學校職員俸給令中左ノ通改正ス

第一條中「公立ノ專門學校」ヲ「公立ノ專門學校、大學豫科、高等學校」ニ改ム

第二條中「及實業專門學校」ヲ、「實業專門學校、大學豫科及高等學校」ニ改ム  
 第三條中「師範學校」ヲ「高等學校尋常科、高等學校豫科、師範學校」ニ改ム  
 第十七條中「奏任官ノ待遇」ヲ「勅任官又ハ奏任官ノ待遇」ニ改ム  
 第十八條 俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム  
 第三號表中「專門學校、實業專門學校」ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

大學 豫科	助教授	七十五圓	七十圓	六十五圓	六十圓	五十五圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓																
	助教授 合教 監	七十五圓	七十圓	六十五圓	六十圓	五十五圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓																
高等學校	助教授	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十七圓	十五圓																		
	書記	七十五圓	七十圓	六十五圓	六十圓	五十五圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓														

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の三勅令も亦公立の大學及高等學校が認めらるることとなつたが爲に必要となるに至つたものである。

在外指定學校職員の名稱待遇等ニ關しては、

明治四十三年四月一日勅令第百八十九號を以て左の如く明治三十八年勅令第二百三十號在外指定學校職員の名稱待遇

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

及任用解職に關する件中に改正が行はれた。

明治三十八年勅令第二百三十號中左ノ通改正ス

第二條中「居留民團ノ設立ニ係ル」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は從來の規定では居留民團の設立に係る在外指定學校の學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監及書記に限り判任文官若は高等文官と同一の待遇を受くることとなつて居たのを改め、居留民團立に非ざる學校の職員に對しても右の待遇を爲すこととしたのである。

明治四十三年八月二十九日勅令第三百二十二號を以て左の如く舊韓國在外指定學校職員の名稱待遇及任用解職に關する件が定められた。

舊韓國ニ於テ在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定セラレタル學校ノ職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關シテハ當分ノ内明治三十八年勅令第二百三十號ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は明治四十三年八月二十九日韓國が我國に併合せられて朝鮮と改められ我領土に歸したので、舊韓國時代に同地に於て在外指定學校となつて居た學校は最早在外指定學校ではなくなつたのであるが、其學校の職員の名稱待遇及任用解

職に關しては當分の内從來の儘とせられたのである。

小學校(幼稚園、盲啞學校及小學校に類する各種學校を含む)以外の公立學校の職員(退職、分限等に關しては、

大正八年一月二十一日勅令第七號を以て左の如く明治四十一年勅令第三百三十七號在外指定學校職員退職料及遺族扶助

料法中主務大臣及領事官の管掌に屬する事項に關する件中に改正が行はれた。

明治四十一年勅令第三百三十七號中左ノ通改正ス

「在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法」ヲ「在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法並明治三十八年勅令第二百三十號」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前に述べた如く明治四十一年勅令第三百三十七號は、在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法中主務大臣及領事官の管掌に屬する事項は、關東州及南滿洲鐵道附屬地に在ては關東都督之を行ふことを規定したものであるが、今回は明治三十八年勅令第二百三十號在外指定學校職員(名稱待遇及任用解職に關する件)中主務大臣及領事官の管掌に屬する事項をも併せ關東都督をして之を行はしむることとしたのである。

小學校(幼稚園、盲啞學校及小學校に類する各種學校を含む)以外の公立學校の職員(退職等に關しては、

明治四十一年四月十八日勅令第九十五號を以て左の如く明治二十七年勅令第四百一十一號(退職に關するもの)中に改正

が加へられた。

明治二十七年勅令第四百十一號中左ノ通改正ス

第一條第一項中「其ノ人ヲ要セサル場合」ノ下ニ「教員養成ヲ目的トスル官立府縣立學校ニ入學スル場合」ヲ加フ  
同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第一項中教員養成ヲ目的トスル官立府縣立學校ニ入學スル場合ノ休職及前項ニ依ル休職ノ期間ハ其ノ事故止ミタル後尙三月トシ其ノ他ノ場合ノ休職ノ期間ハ一年トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年一月二十七日勅令第三號を以て左の如く公立學校職員分限令が定められた。

公立學校職員分限令

第一條 本令ハ公立ノ專門學校師範學校中學校高等女學校及實業學校ノ職員ニシテ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ適用ス

第二條 公立學校職員ハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依ルニ非サレハ其ノ職ヲ免セラルルコトナシ

第三條 公立學校職員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ職ヲ免スルコトヲ得

一 不具、廢疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免職ヲ願出テタルトキ

三 學校編制ノ變更ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

前項第一號ノ規定ニ依リ其ノ職ヲ免スルトキハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ文官高等懲戒委員會、判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ文官普通懲戒委員會ノ審査ニ付ス

第四條 公立學校職員ハ廢職若ハ廢校ノ場合又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ當然退職者トス

第五條 第八條第一項第三號乃至第五號ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレ又ハ第八條第二項ノ規定ニ依リ休職ト爲リ滿期ニ至リタルトキハ當然退職者トス

第六條 公立學校職員ハ其ノ意ニ反シテ待遇ヲ下シ又ハ俸給ヲ減セラルルコトナシ

第七條 文官分限令第九條及第十條ノ規定ハ公立學校職員ニ關シ之ヲ準用ス

第八條 公立學校職員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一 懲戒事件ニ關シ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

二 刑事事件ニ關シ告訴又ハ告發セラレタルトキ

三 學校編制ノ變更其ノ他ノ事由ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四 教員養成ヲ目的トスル官立府縣立ノ學校ニ入學スルトキ

五 教育上又ハ事務上必要ナルトキ

公立學校職員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然退職者トス但シ師範學校訓練ニシテ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 休職ノ期間ハ前條第一項第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ繫屬中トシ

第三號及第五號ノ場合ニ在リテハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ付テハ二年、判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ付テハ一年トシ第四號及前條第二項ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙ホ三月トス

第十條 休職者ハ職務ニ從事セス及俸給ヲ減セラレ又ハ之ヲ受ケサルノ外總テ在職者ト異ナルコトナシ

第十一條 休職ハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ文部大臣之ヲ命シ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ地方長官之ヲ命ス其ノ復職ヲ命スルトキ亦同シ

附 則

明治二十七年勅令第四百十一號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際休職中ノ者ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

右分限令の制定に依り公立學校職員も官吏と同じく法定の場合の外は其職を免ぜられざることとなり、初めて其地位に對する保障を有するに至つたのである。尙ほ附則に依て廢せられた明治二十七年勅令第四百十一號は公立學校職員休職に關する件である。

小學校（幼稚園、盲啞學校及小學校に類する各種學校を含む）以外の公立學校の職員の懲戒に關しては、

明治三十二年勅令第三百四十九號が設けられて居たのであつたが、明治四十年五月一日勅令第七十七號を以て左の如く廣く官吏待遇者の懲戒に關する規程が定められた。

官吏待遇者ノ懲戒ニ關シテハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外高等官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニハ文官懲戒令中高等官ニ關スル規定ヲ準用シ判任官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニハ同令中判任官ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

神職懲戒令及明治三十二年勅令第三百四十九號ハ之ヲ廢止ス

小學校（幼稚園、盲啞學校及小學校に類する各種學校を含む）職員の休職、退職、懲戒等に關することは、小學校令及小學校令施行規則の中に規定せられて居るのであるが、此期に於て之に關する多少の改正が行はれた。（初等普通教育の款參照）

次に公立學校圖書館職員の退職料等に關しては、

明治三十九年四月七日法律第三十號を以て左の如く明治二十九年法律第十三號中に改正が行はれた。

明治二十九年法律第十三號中左ノ通改正ス

第一條中「公立實業補習學校ノ教員」ノ下ニ「及小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園ノ保母」ヲ加フ

第三條中「正教員」ノ下ニ「保母」ヲ加フ

第四條ノ二中「正教員」ノ下ニ「保母」ヲ加フ

附 則

本法ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依て明治二十三年十月法律第九十號に依り、退職料等を受け得る者の範圍が公立幼稚園の保母にまで擴張

せられたのである。

明治三十九年四月二十一日文部省令第七號を以て左の如く府縣小學校教員恩給基金管理規則中に改正が行はれた。

明治二十四年文部省令第七號府縣小學校教員恩給基金管理規則中左ノ通改正ス

第二條 小學校教員恩給基金ハ現金又ハ國債府縣債證書ト爲スヘシ

現金、國債證書ハ大藏省預金ニ寄託スヘシ

明治三十九年八月勅令第二百二十五號を以て學校職員恩給審査規程中に改正が行はれた。これは教育行政機關の款に於て詳述することとする。

明治四十年二月二十日法律第一號を以て左の如く明治二十九年法律第十三號中に改正が行はれた。

明治二十九年法律第十三號中左ノ通改正ス

第一條中「書記」ノ下ニ「並公立圖書館ノ館長、司書及書記」ヲ加フ

第三條中「學校長、」ノ下ニ「圖書館長」、「正教員」ノ下ニ「司書」、「各公立學校」ノ下ニ「及圖書館」ヲ加フ

第四條ノ二中「學校長」ノ下ニ「圖書館長」、「正教員」ノ下ニ「司書」ヲ加フ

附 則

本法ハ明治四十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

公立圖書館職員ノ在職年數ハ退職料、退職給與金、扶助料及扶助金ノ支給ニ關シテハ明治三十二年十一月以後就職ノ月ヨリ之ヲ起算ス

右の改正に依て明治二十三年法律第九十一號に依り退職料等を受け得る者の範圍が公立圖書館の館長、司書及書記にまで擴張せられたのである。

明治四十年五月三日法律第四十七號を以て左の如く明治二十三年法律第九十號市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第四條 退職料ノ年額ハ退職現時ノ俸給ト在職年數トニ從ヒ別表ニ依リ之ヲ定ム但シ在職四十年以上ノ者ニ給スヘキ退職料ハ四十年ノ額トス

前項ニ依り退職料年額ヲ定ムルハ十五年以上官立公立小學校ニ勤續シタル者ニ退職料ヲ支給スル場合ニ限ル其ノ他ノ場合ニ於テハ官吏恩給法第五條ヲ準用ス

退職料ヲ受クル者前ニ退職給與金ヲ受ケタルトキハ最初ノ十年間其ノ退職給與金ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ退職料年額ヨリ控除ス

兼職ニ依リテ受クル加俸ハ退職料年額ヲ算定スルニ當リ之ヲ除算スヘシ

第四條ノ二 退職料ヲ受クル者公立學校職員、公立圖書館職員、小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園ノ保姆、在外指定學校職員又ハ教育事務ニ従事スル文官ト爲リタル後滿一年以上ニシテ退職又ハ退官シタル

トキハ前後ノ在職在官年數ヲ通算シ後職又ハ後官ニ對スル退隱料ト前ノ退隱料トヲ比較シ其ノ額多キ方ヲ給ス  
 前項ノ場合ニ於テ本法ニ依ル退隱料額カ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治二十  
 九年法律第十三號又ハ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依ル退隱料額ニ比較シ多キトキハ其ノ退隱料ハ  
 本法ニ依リ之ヲ支給スルモノトス

第四條ノ三 官吏恩給法第六條、第十條、第十二條第一項及第十三條第二項ハ退隱料ニ之ヲ準用ス  
 退隱料等ノ支給上在職年數ノ算定ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條ニ左ノ但書ヲ加ヘ第一號ヲ左ノ如ク改ム

但シ第一號ノ場合ニ於テハ其ノ差額ニ限り支給ヲ停止ス

一 公務ニ就キ受クル給料ト退隱料トヲ合シタル金額退職現時ノ給料額ヲ超過スルトキ

第八條第二項以下ヲ左ノ如ク改ム

市町村立小學校正教員ニシテ教育事務ニ従事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任シタル者退官又ハ退職シタルトキ  
 ハ小學校教員ノ在職年數ニ應シ前項ノ給與金ヲ給ス

第二條若ハ第三條ニ依リ退隱料ヲ受クル者、他ノ法律ニ依リ退隱料若ハ恩給ヲ受クル者、自己ノ便宜ニ依リ退職  
 退官シタル者又ハ免職ニ處セラレ、懲戒處分若ハ刑事裁判ニ依リ免官セラレ若ハ失職ニ該當シタル者ハ前二項ノ  
 限ニ在ラス

本條ノ退職給與金ヲ受ケタル者市町村立小學校正教員ニ再任シ爾後退職シタルトキハ第一項ノ在職年數ハ再任ノ  
 日ヨリ之ヲ起算ス

第九條中「市町村長ノ證明ニ依リ」ヲ削ル

第十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ扶助金ハ退職給與金ノ額ト同額トス

附 則

本法施行前退隱料ヲ受ケタル者ニシテ本法施行後再市町村立小學校教員ト爲リ在職三年以上ニ至ラスシテ退職シタ  
 ル者ニハ仍從前ノ規定ヲ適用ス

市町村立小學校教員退隱料表

在職年數	給料	
	以上	以下
十五年	半百圓以上 未滿半百圓	半百圓以上 未滿半百圓
十六年	六十圓以上 未滿六十圓	六十圓以上 未滿六十圓
十七年	七十圓以上 未滿七十圓	七十圓以上 未滿七十圓
十八年	八十圓以上 未滿八十圓	八十圓以上 未滿八十圓
十九年	九十圓以上 未滿九十圓	九十圓以上 未滿九十圓
二十年	百圓以上 未滿百圓	百圓以上 未滿百圓
二十一年	百一十圓以上 未滿百一十圓	百一十圓以上 未滿百一十圓
二十二年	百二十圓以上 未滿百二十圓	百二十圓以上 未滿百二十圓



二十三年	二九七	二五七	二二七	二二八	一九八	一七八	一五八	一四四	一三六	一二一	九五	六四
二十四年	三〇八	二六七	二四六	二二六	二〇五	一八五	一六四	一四九	一三二	一二五	九九	六六
二十五年	三一九	二七七	二五五	二三四	二二三	一九三	一七〇	一五六	一三六	一二九	八三	六八
二十六年	三三四	二九〇	二六七	二四五	二三三	二〇二	一七八	一六三	一四三	一二四	八〇	六八
二十七年	三四九	三〇三	二七九	二五六	二三三	二〇〇	一八六	一七〇	一四八	一二四	八九	七三
二十八年	三六四	三一六	二九一	二六七	二四三	二一九	一九四	一七七	一五四	一三四	九七	七五
二十九年	三七九	三二九	三〇三	二七八	二五三	二二八	二〇三	一八四	一六〇	一四〇	一〇二	七八
三十年	三九四	三四三	三一五	二八九	二六三	二三七	二一〇	一九三	一六六	一四五	一一六	八四
三十一年	四〇九	三五八	三三〇	三〇〇	二七五	二四八	二二〇	二〇三	一七四	一五三	一二〇	八八
三十二年	四二四	三七四	三四五	三一七	二八九	二五九	二三〇	二一一	一八二	一五六	一二五	九二
三十三年	四三九	三九〇	三五〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二二〇	一九〇	一六六	一四四	九六
三十四年	四六九	四〇七	三七五	三四四	三三三	二八二	二五〇	二三八	一九八	一七三	一五〇	一〇〇
三十五年	四八八	四二三	三九〇	三五八	三五五	二九三	二六〇	二三七	二〇六	一八〇	一五五	一〇四
三十六年	五一〇	四四三	四〇八	三七四	三四〇	三〇六	二七二	二四八	二二五	一九八	一六四	一〇九
三十七年	五三三	四六二	四二六	三九一	三五五	三二〇	二八四	二五九	二三四	一九六	一七二	一一四
三十八年	五五五	四八〇	四四四	四〇七	三七〇	三三三	二九六	二七〇	二三三	二〇四	一七八	一二四
三十九年	五七八	五〇〇	四六二	四二四	三八五	三四七	三〇八	二八一	二四三	二二二	一八五	一二九
四十年	六〇〇	五二〇	四八〇	四四〇	四〇〇	三六〇	三三〇	二九三	二五一	二三〇	一九三	一三四

右の改正の最重要なる點は十五年以上官立公立小學校に勤務（間断なく在職すること）せる者に對しては、優遇の意味を以て別表に依る退職料額、即ち官吏恩給法第五條を準用して算出する金額よりも多きものを給與せんとするに在つた。

尙ほ第五條中の改正即ち從來の規定では、同條第一號に公務に就き退職現時の給料額と同額以上の給料を受くるときには其間退職料の支給を停止することとなつて居たのを改めて、公務に就き受くる給料と退職料とを合したる金額退職現時の給料額を超過するときには其間其差額に限り退職料の支給を停止することとしたこと、及第四條の改正中に退職料を受くる者前に退職給與金を受けたるときは、最初の十年間其退職給與金の十分の一に相當する金額を退職料年額より控除することとしたことも亦新法の特色とする所である。

尙ほ從來在職十五年未満にして退職料を受くる資格なく、然も在職滿一年以上にして退職したる市町村立小學校正教員には、其在職年數に應じ一時給與金を給することとなつて居たが、今回は小學校正教員として退職するに非ずして教育事務に従事する文官又は他の待遇文官に轉任したる後退官又は退職したる場合にも、小學校教員の在職年數に應じ一時給與金を給することに改められた。

明治四十一年二月二十七日勅令第十三號を以て左の如く明治三十二年勅令第二百一號公立學校幼稚園及圖書館職員退職料等に關する法律施行上正教員准教員の區別及通算等に關する規定中に改正が行はれた。

明治三十二年勅令第二百一號第二條第三號中「臺灣總督府縣廳辨務署」ヲ「臺灣總督府廳統監府關東都督府樺太廳」ニ改ム

明治四十一年四月十四日法律第五十五號を以て左の如く府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第三條第三號中「廢校」ノ上ニ「廢職」ヲ加フ

第五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

退隱料ノ年額ハ退職現時ノ俸給ト在職年數トニ依リ之ヲ定ム

勤績滿十五年以上ニシテ退職シタル者ノ退隱料年額ハ勤績滿十五年ニ對シテハ俸給年額ノ百分ノ二十五トシ次ニ滿十五年以上ノ勤績年數中十五年ヲ控除シタルモノニ對シ一年毎ニ百分ノ一ヲ加ヘ次ニ其他ノ在職年數ニ對シ一年毎ニ百五十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム

前項ノ場合ヲ除クノ外在職滿十五年以上ニシテ退職シタル者ノ退隱料年額ハ在職滿十五年ニ對シテハ俸給年額ノ百分ノ二十五トシ爾後在職一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム

前二項ノ場合ニ於テ在職四十年以上ノ者ニ給スヘキ退隱料ハ四十年ノ額トシ又前條ニ依リ給スヘキ退隱料ハ前項ニ依リ算出シタル十五年ノ額トス

官吏恩給法第五條第四項第五項第六條第十條第十一條及第十三條第二項ハ退隱料ニ之ヲ準用ス

第七條 退隱料ヲ受クル者重罪ノ刑ニ處セラレ若クハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ退隱料ヲ剝奪ス

退隱料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其間退隱料ノ支給ヲ停止ス但第一號ノ場合ニ於テハ其差額ニ限り支給ヲ停止ス

一 公務ニ就キ受クル給料ト退隱料トヲ合シタル金額退職現時ノ給料額ヲ超過スルトキ

二 公權ヲ停止セラレタルトキ

第十條第二項以下ヲ左ノ如ク改ム

公立學校職員ニシテ教育事務ニ従事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任シタル者退官又ハ退職シタルトキハ公立學校職員ノ在職年數ニ應シ前項ノ給與金ヲ給ス

第三條若クハ第四條ニ依リ退隱料ヲ受クル者、他ノ法律ニ依リ退隱料若クハ恩給ヲ受クル者、自己ノ便宜ニ依リ退職退官シタル者又ハ懲戒處分ニ依リ免職免官ニ處セラレ若クハ刑事裁判ニ依リ失職失官ニ該當シタル者ハ前二項ノ限ニ在ラス

本條ノ退職給與金ヲ受ケタル者公立學校職員ニ再任シ爾後退職シタルトキハ第一項ノ在職年數ハ其再任ノ月ヨリ起算ス

本條ノ給與及之ニ關スル費用ハ轉任者退職者ノ轉任退職ノ際勤務セシ公立學校所屬府縣郡市町村ノ負擔トス

附 則

本法ハ明治四十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前退隱料ヲ受ケタル者ニシテ本法施行後再公立學校職員ト爲リ在職滿三年以上ニ至ラスシテ退職シタル者ノ退隱料額算定方ハ仍從前ノ例ニ依ル

右改正ノ主要なる點は (一)第五條中ノ改正即ち從來退隱料年額ノ決定に關しては官吏恩給法ノ規定を適用し、退職現時ノ俸給と在職年數とに依て之を定むるものとし、在職十五年に對しては俸給年額ノ二百四十分ノ六トとし、十五年

を越ゆること一年毎に二百四十分の一を加ふることとして居たのを改め、勤績者優遇の意味を以て勤績(間断なく在職すること)十五年に對しては俸給年額百分の二十五とし、十五年を越ゆる年數に對しては勤績の場合是一年毎に百分の一を加へ、勤績ならざる場合は一年毎に百五十分の一を加ふるものとし、之に反して勤績ならざる在職十五年に對しては俸給年額百分の二十五とし、十五年を越ゆる年數に對しては二百四十分の一を加ふることとしたこと (一)第七條の改正即ち從來の規定では、公務に就き退職現時の給料額と同額以上の給料を受くるときには其間退職料の支給を停止することとなつて居たのを改めて、公務に就き受くる給料と退職料とを合したる金額退職現時の給料額を超過するときは、其間其差額に限り退職料の支給を停止することとしたことである。

尙ほ從來在職十五年未滿にして退職料を受くる資格なく、然も在職滿一年以上にして退職したる府縣立師範學校及公立中學校の學校長、正教員、舎監及書記には其在職年數に應じ一時給與金を給することとなつて居たが、今回は前記學校職員として退職するに非ずして教育事務に従事する文官又は他の待遇文官に轉任したる後退官又は退職したる場合にも、前記學校職員の在職年數に應じ、一時給與金を給することに改められた。

明治四十三年六月二十七日文部省令第十七號を以て左の如く府縣小學校教員恩給基金管理規則中に改正が行はれた。

明治二十四年文部省令第七號府縣小學校教員恩給基金管理規則中左ノ通改正ス

第二條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ大藏省預金ニ寄託スルヲ得サルモノハ此ノ限ニアラス

明治四十三年十二月二十七日勅令第四百五十七號を以て左の如く明治三十二年勅令第二百一號「明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治三十二年勅令第二百一號中第二條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 教育事務従事ノ北海道廳府縣郡區島廳、朝鮮總督府朝鮮總督府道府郡、臺灣總督府臺灣總督府廳、關東都督府、樺太廳、統監府官吏

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年四月一日法律第六十二號を以て左の如く府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第二條、第十條、第十二條、第十四條及第十六條中「正教員」ノ下ニ「小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル保姆」ヲ加フ

右の改正に依り明治二十三年十月法律第九十一號に依る退職料等を受け得るものの中に、府縣立師範學校附屬幼稚園の保姆が加へらるるに至つたのである。

同日又法律第六十四號を以て左の如く市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス  
第二條中「廢校」ヲ「廢職廢校」ニ改ム

從來は退職料を受け得る場合の一として廢校に依る退職といふ規定があるが、今回は廢職に依る退職をも加へたのである。

大正二年二月十日左記勅令第三號が發せられた。

明治三十九年勅令第三百三十三號中「内務大臣ノ許可ヲ受ク」ヲ削ル

大正六年一月二十九日勅令第十一號を以て左の如く明治三十二年勅令第二百一號「明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治三十二年勅令第二百一號中左ノ通改正ス

第一條中「公立學校ニ於テハ」ノ下ニ「教授助教」ヲ加フ

附 則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は同日勅令第五號を以て定められた公立學校職員制に於て公立專門學校及實業專門學校に於ては教授助教を置くこととなつたが爲である。

大正七年四月一日法律第二十二號を以て左の如く市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

別表市町村立小學校教員退職料表中七十五圓以上百圓以下ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

百三十圓以上	百三十五圓以上	百五圓以上	百五圓未満	九十五圓以上	九十五圓未満	八十五圓以上	八十五圓未満	七十五圓以上	七十五圓未満
三九〇	三四五	三一五	三一五	二八五	二八五	二五五	二五五	二二五	二二五
四一〇	三六二	三三〇	三三〇	二九八	二九八	二六六	二六六	二三三	二三三
四三〇	三七九	三四五	三四五	三一	三一	二七七	二七七	二四〇	二四〇
四五〇	三九六	三六〇	三六〇	二二四	二二四	二八八	二八八	二四八	二四八
四七〇	四一三	三七五	三七五	三三七	三三七	二九九	二九九	二五五	二五五
四九〇	四三〇	三九〇	三九〇	三五〇	三五〇	三一〇	三一〇	二六三	二六三
五一三	四五〇	四〇八	四〇八	三六六	三六六	三二四	三二四	二七四	二七四
五三六	四七〇	四二六	四二六	三八二	三八二	三三八	三三八	二八五	二八五
五五九	四九〇	四四四	四四四	三九八	三九八	三五二	三五二	二九七	二九七
五八二	五一〇	四六二	四六二	四一四	四一四	三六六	三六六	三〇八	三〇八
六〇五	五三〇	四八〇	四八〇	四三〇	四三〇	三八〇	三八〇	三一九	三一九
六三一	五五三	五〇一	五〇一	四四九	四四九	三九七	三九七	三三四	三三四
六五七	五七六	五二二	五二二	四六八	四六八	四一四	四一四	三四九	三四九

六八三	五九九	五四三	四八七	四三一	三六四
七〇九	六二二	五六四	五〇六	四四八	三七九
七三五	六四五	五八五	五二五	四六五	三九四
七六四	六七一	六〇九	五四七	四八五	四一三
七九三	六九七	六三三	五六九	五〇五	四三二
八二二	七二三	六五七	五九一	五二五	四五〇
八五一	七四九	六八一	六一三	五四五	四六九
八八〇	七七五	七〇五	六三五	五六五	四八八
九一二	八〇四	七三二	六六〇	五八八	五一〇
九四四	八三三	七五九	六八五	六一一	五三三
九七六	八六二	七八六	七一〇	六三四	五五五
一、〇〇八	八九一	八一三	七三五	六五七	五七八
一、〇四〇	九二〇	八四〇	七六〇	六八〇	六〇〇

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は市町村立小學校教員の俸給に關する規程が改められ月俸百圓以上の場合が生ずることとなつたが爲である。

次に在外指定學校職員の退職料等に關しては、

明治四十年二月二十日法律第二號を以て左の如く在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第六條第二項中「及書記」ヲ、「書記、公立圖書館ノ館長、司書、書記及小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園ノ保母」ニ改ム

第六條第二項は在外指定學校の職員の在職年月數と公立學校の職員の在職年月數とを、退職料扶助料及扶助金の支給に關し相互通算することに關する規定であるが、今回公立圖書館の館長司書及書記及公立幼稚園の保母との間に關しても相互通算を認むることとしたのである。

明治四十年四月二十三日法律第四十四號を以て左記の件が定められた。

韓國ニ在勤スル居留民團立在外指定學校職員ニシテ三箇年以上引續キ在職シタル者ニハ在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ノ在職年數計算ニ於テ其ノ在職一箇月ニ對シ半箇月ヲ加算ス但シ從軍年ノ加算アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ加算ハ任地ニ到著シタル日ニ始ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前任地ニ到著シタル者ニ付テハ本法施行ノ日ヲ以テ到著ノ日ト看做ス

明治四十一年四月十四日法律第五十六號を以て左の如く在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第八條 特別ノ地域ニ在リテハ勅令ヲ以テ本法中主務大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ヲ行フヘキ者ヲ定ムルコトヲ得

前記明治四十一年法律第五十六號に基き明治四十一年五月二十七日左記勅令第三百三十七號が發せられた。

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中主務大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ハ南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ關東都督之ヲ行フ

明治四十三年四月一日法律第三十四號を以て左の如く明治四十年法律第四十四號中に改正が行はれた。

明治四十年法律第四十四號中左ノ通改正ス

第一項中「居留民國立」ヲ削ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は明治四十年法律第四十四號には、韓國に在勤する居留民國立在外指定學校の職員にして三箇年以上引續き在職したる者には、退隱料等の計算に就き在職年數を加算することとなつて居たのを改め、居留民國立の學校に限らず總て韓

國に在勤する在外指定學校職員にして三箇年以上引續き在職したる者に、此特典を及ぼすこととしたのである。

明治四十四年四月一日法律第六十三號を以て左の如く在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中に改正が行はれた。

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第六條中「公立幼稚園」ヲ「師範學校附屬幼稚園又ハ公立幼稚園」ニ改ム

右は退隱料等の計算に就き在外指定學校の在職年數と、師範學校附屬幼稚園在職年數との間にも交互通算することとしたのである。

大正三年十一月二日勅令第二百二十八號を以て左の如く明治四十一年勅令第三百三十七號在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中主務大臣及領事官の管掌に屬する事項の件中に改正が行はれた。

明治四十一年勅令第三百三十七號中「事項ハ」ノ下ニ「關東州及」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中主務大臣及領事官の管掌に屬する事項は、南滿洲鐵道附屬地に在ては關東都督之を行ふとあつたのを、關東州及南滿洲鐵道附屬地に在ては關東都督之を行ふと改めたのである。

大正五年七月十四日勅令第八十二號を以て左の如く在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中領事官の管掌に屬す

る事項に關する件が定められた。

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中領事官ノ管掌ニ屬スル事項ハ青島地方ニ於ケル占領地ニ在リテハ青島守備軍司令官之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年一月二十一日勅令第七號を以て左の如く明治四十一年勅令第三百三十七號在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中主務大臣及領事官の管掌に屬する事項に關する件中に改正が行はれた。

明治四十一年勅令第三百三十七號中左ノ通改正ス

「在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法」ヲ「在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法並明治三十八年勅令第三百三十號」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前に述べた如く明治四十一年勅令第三百三十七號は、在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中主務大臣及領事官の管掌に屬する事項は、關東州及南滿洲鐵道附屬地に在ては關東都督之を行ふことと規定したものであるが、今回は明治三十八年勅令第三百三十號在外指定學校職員の名稱待遇及任用解職に關する件中、主務大臣及領事官の管掌に屬する事項をも併せ關東都督をして之を行はしむる趣旨を以て右の改正が行はれたのである。

第二十五款 教育行政機關

第一項 中央教育行政機關

明治三十九年一月三十一日勅令第十二號を以て左の如く視學官及視學特別任用令中に改正が行はれた。

視學官及視學特別任用令中左ノ通改正ス

第一條 文部省視學官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ任用スルコトヲ得

一 二箇年以上文部省直轄學校ノ學校長又ハ奏任教官ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

二 五箇年以上師範學校長官立公立中學校長官立公立高等女學校長又ハ官立公立實業學校長ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

三 三箇年以上前號ノ職ニ在リタル者ニシテ一箇年以上道廳府縣視學官ノ職ニ在リタル者

第二條 削除

第三條ニ左ノ一號ヲ加フ

二ノ二 高等師範學校ノ卒業證書ヲ有シ二箇年以上官立公立小學校ノ學校長又ハ訓導ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

明治三十九年八月二十五日勅令第二百二十五號を以て左の如く學校職員恩給審査規程中に改正が行はれた。

學校職員恩給審査規程中左ノ通改正ス

第一條第二項中「公立學校ノ學校長及教員」ヲ「公立學校及在外指定學校職員」ニ改ム  
 第九條第二項中「市町村立小學校教員並ニ公立實業補習學校ノ學校長及教員」ヲ「市町村立小學校、公立實業補習學校及公立幼稚園職員」ニ改ム

明治三十九年八月三十一日勅令第二百三十九號を以て左の如く高等教育會議規則中に改正が行はれた。

高等教育會議規則中左ノ通改正ス

第四條第一項第六號中「文科大學長」ヲ「文科大學長一人」ニ改メ第七號中「札幌農學校長」ノ下ニ「及高等農林學校長ノ中一人」ヲ、「高等工業學校長」ノ下ニ「及高等工藝學校長ノ中」ヲ加ヘ第十一號中「道廳府縣視學官」ヲ「第二部長タル道廳府縣事務官」ニ、第十七號中「東京學士會院會長」ヲ「帝國學士院長、帝國學士院部長」ニ改ム

右は京都帝國大學文科大學の新設、文部省直轄諸學校の増設、地方官官制の改正及東京學士會院が帝國學士院に改められた等の結果である。

明治四十年五月二十四日勅令第二百十五號を以て左の如く、臨時文部省及帝國大學に技師技手を置くの件が定められた。

臨時建築ノ事務ヲ掌理セシムル爲文部省及帝國大學ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

技師 專任 十 人内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得  
 技手 專任 二十人

前項職員ノ俸給ハ臨時建築費ヨリ之ヲ支出ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年七月二十二日勅令第二百八十二號を以て左の如く教員檢定委員會官制中に改正が行はれた。

教員檢定委員會官制中左ノ通改正ス

第八條中「百圓」ヲ「二百圓」ニ改ム

第九條第三項中「五十圓」ヲ「百圓」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年三月三十一日勅令第六十七號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第七條中「五人」ヲ「十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は視學官定員の増加に關するものである。



明治四十一年九月五日勅令第二百八號を以て左の如く教科用圖書調査委員會官制が定められた。

教科用圖書調査委員會官制

- 第一條 教科用圖書調査委員會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ小學校ノ修身、歴史及國語ノ教科用圖書ヲ調査審議シ並ニ文部大臣ノ諮詢ニ應ジ其ノ他ノ教科用圖書ニ關スル事項ヲ調査ス
- 第二條 委員會ハ會長、副會長及委員三十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 會長、副會長及委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第四條 委員ニシテ引續キ二月以上會議ニ出席セサル者アルトキハ其ノ職ヲ免スルコトアルヘシ
- 第五條 委員會ノ議事及會務整理ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第六條 會長ハ會務ヲ整理シ會議ノ議長ト爲リ調査ノ結果ヲ文部大臣ニ具申ス
- 第七條 副會長ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ整理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 副會長ハ前項ノ外委員ト同一ノ資格ヲ以テ議事ニ列ス
- 第八條 委員會ニ主査委員ヲ置キ委員中ヨリ文部大臣之ヲ命ス
- 第九條 委員會ニ幹事一人ヲ置キ文部大臣ノ奏請ニ依リ文部省高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第十條 委員會ニ書記ヲ置キ文部大臣之ヲ命ス
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第十一條 會長、副會長、委員、幹事及書記ニハ事務ノ繁簡ニ從ヒ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年九月十日本省各部に對する文部大臣訓令を以て左の如く文部省視學官及文部省視學委員職務規程が定められた。

文部省視學官及文部省視學委員職務規程左ノ通定ム

文部省視學官及文部省視學委員職務規程

第一條 文部省視學官學事視察ノ爲全國ヲ左ノ七地方部ニ分割ス

第一地方部

東京府 神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 茨城縣 山梨縣

第二地方部

新潟縣 群馬縣 栃木縣 長野縣 福島縣

第三地方部

北海道 宮城縣 巖手縣 青森縣 山形縣 秋田縣

第四地方部

三重縣 愛知縣 靜岡縣 滋賀縣 岐阜縣 福井縣 石川縣 富山縣

第五地方部

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 德島縣 高知縣

第六地方部 鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 香川縣 愛媛縣

第七地方部 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣 沖繩縣

第二條 文部省視學官ノ中七名ハ前條各一地方部内ノ學事視察ヲ擔任ス

地方部ヲ擔任スル文部省視學官ハ主トシテ其ノ部内ノ普通教育及甲種程度以下ノ實業教育ヲ視察スヘシ

第三條 地方部ヲ擔任スル文部省視學官ノ視察ハ分テ定期及臨時ノ二種トス

定期視察ハ毎年左ノ時期ニ於テ之ヲ行フモノトス

一 一月中旬ヨリ三月上旬マテノ期間ニ於テ凡五十日間

二 四月中旬ヨリ六月上旬マテノ期間ニ於テ凡五十日間

三 九月下旬ヨリ十二月中旬マテノ期間ニ於テ凡五十日間

臨時視察ハ特命ニ依リ之ヲ行フモノトス

第四條 地方部ヲ擔任セサル文部省視學官ハ全國ヲ通シテ專門教育及實業教育ヲ視察シ又ハ特命ニ依ル學事視察ニ

從事スヘシ

第五條 文部省視學官ノ視察スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一 教育行政ノ狀況

二 學校教育ノ狀況

三 學校衛生ノ狀況

四 學校經濟ノ狀況

五 學事關係職員執務ノ狀況

六 教育學藝ニ關スル諸施設ノ狀況

七 其ノ他特ニ指命ヲ受ケタル事項

第六條 文部省視學官視察中緊急處理ヲ要スト認メタル事項アルトキハ直ニ文部大臣ニ具申スヘシ

第七條 文部省視學官ハ視察中左記ノ事項ニ就キ關係者ニ意見ヲ陳述スルコトヲ得

一 法令ニ牴觸シタル事項

二 省議ノ決定シタル事項

三 教授方法ニ關スル事項

四 其ノ他特ニ指命ヲ受ケタル事項

第八條 文部省視學官視察上必要ト認メタルトキハ日課ヲ變更シテ教授ヲナサシメ又ハ生徒兒童ノ學力ヲ試驗スル

コトヲ得

第九條 文部省視學官視察ヲ終リタルトキハ直ニ口頭ヲ以テ大要ヲ文部大臣ニ復命シ更ニ一箇月以内ニ復命書ヲ提

出スヘシ

第十條 文部省視學官ハ省内ニ在リテハ其ノ擔任スル地方部又ハ學校ニ關シ各局ノ事務ヲ助ク

第十一條 文部省視學官ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ各局ニ屬シ其ノ事務ヲ助ケ又ハ臨時諸般ノ調査ニ從事スルコトアルヘシ

第十二條 文部省視學委員ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ主トシテ特ニ指示セラレタル學事ヲ視察ス第六條乃至第八條ノ規定ハ文部省視學委員ニ關シ之ヲ準用ス

右の訓令に依て視學官の外に視學委員が設けらるることとなつた。曩に文相久保田の時代に主管局長をして視學官其他を伴ひて帝國大學を始め直轄の學校を視察検査せしむるの新例が開かれたことはあつたが、大塚教授等に視學委員を委囑し主として専門學科の見地より各學校の視察を行はしむることとしたのは此時を以て始とする。

明治四十一年九月二十四日勅令第二百二十四號を以て左の如く各省官制通則中に改正が行はれた。

各省官制通則中左ノ通改正ス

第二十三條第二項中「大藏省」ノ下ニ「農商務省」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年九月二十三日勅令第二百二十二號を以て左の如く高等教育會議規則中に改正が行はれた。

高等教育會議規則中左ノ通改正ス

第四條第一項第一號中「華族女學校長、」ヲ削リ第五號中「農務局長及商工局長」ヲ「農務局長、商務局長及工務局長」

ニ改メ第六號中「農科大學長」ノ下ニ「一人」ヲ、第七號中「女子高等師範學校長」ノ下ニ「一人」ヲ加ヘ「札幌農學校長及高等農林學校長ノ中」ヲ「高等農林學校長」ニ改メ第九號中「女子高等師範學校附屬高等女學校主事」ノ下ニ「一人」ヲ加ヘ第十一號中「第二部長タル」ヲ「教育事務ヲ擔任スル」ニ改メ第十八號ヲ削リ第十九號ヲ第十八號トス

明治四十二年九月二十五日文部省令第二十三號を以て左の如く高等教育會議議員互選規則中に改正が行はれた。

明治三十一年文部省令第十三號高等教育會議議員互選規則第十四條中「第十乃至第十二」ヲ「第十二乃至第十四」ニ改メ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年三月二十八日勅令第六十號を以て左の如く文部省官制中に改正が行はれた。

文部省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ二中「五人」ヲ「四人」ニ改ム

第九條中「三人」ヲ「二人」ニ、「八人」ヲ「四人」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

右は第二次桂内閣に依て行はれた行政整理の結果である。

第八條の二は文部編修の定員、第九條は専任技師及専任技手の定員に關するものである。

明治四十三年三月勅令第三百三十四號を以て高等官官等俸給令、勅令第三百三十五號を以て判任官俸給令が定められ、又同年六月勅令第二百六十七號を以て文武判任官等級令が定められた。右俸給令の改正は第二次桂内閣の時に行はれた一般官吏増俸の趣旨に出でたものである。右三勅令の正文は前に學校等職員關係の款中官立學校等職員の場合に掲げた通である。

尙ほ舊令と新令とに依る文部省高等官の官等俸給の比較は左の如くである。

官名	官等俸給		官等	俸	給
	従前	改正			
文部大臣	親任	親任		従前	改正
文部次官	至自一二等	至自一二等		六、〇〇〇圓	八、〇〇〇圓
文部省各局長	二等	二等		四、〇〇〇圓	五、〇〇〇圓
文部省參事官	至自三七等	自奏任二級 至勅任二級		三、〇〇〇圓	四、五〇〇圓
文部大臣秘書官	至自三七等	至自三七等		二、五〇〇圓	四、〇〇〇圓
文部書記官	至自三七等	至自三七等		二、五〇〇圓	三、〇〇〇圓
視學官	至自四八等	至自四八等		二、〇〇〇圓	二、五〇〇圓

官名	従前月額	改正月額	級	俸	従前月額	改正月額
圖書審査官	至自四八等	至自四八等	至自十級	二、六〇〇圓	至自十級	二、七五〇圓
文部編修	至自四八等	至自四八等	至自十級	二、〇〇〇圓	至自十級	二、七五〇圓

判任官俸給表 明治四十三年三月廿八日 勅令第一三五號改正四月一日施行

級	俸	従前月額	改正月額	級	俸	従前月額	改正月額
一級	俸	七十五圓	九十五圓	二級	俸	六十四圓	七十五圓
三級	俸	五十圓	六十五圓	四級	俸	四十五圓	五十五圓
五級	俸	四十圓	五十圓	六級	俸	三十五圓	四十五圓
七級	俸	三十圓	四十圓	八級	俸	二十五圓	三十五圓
九級	俸	二十圓	三十圓	十級	俸	十五圓	二十五圓
十一級	給俸		二十圓				

明治四十四年三月十三日勅令第十八號を以て左の如く教科用圖書調査委員會官制中に改正が行はれた。

教科用圖書調査委員會官制中左ノ通改正ス

第二條中「三十五人」ヲ「四十人」ニ改ム

第九條中「一人」ヲ削ル

第六章 大正八年世界大戦直後に至るまで